

参議院文教・地方行政委員会連合審査会会議録第一号

昭和三十一年五月十四日(月曜日)午前
十時五十八分開会

委員氏名

文教委員

委員長 加賀山之雄君

理事 有馬 英二君 理事吉田 萬次君

理事湯山 勇君

雨森 常夫君

御木 淳弘君

田中 啓一君

三浦 義男君

秋山 長造君

荒木正三郎君

矢嶋 三義君

高橋 道男君

地方行政委員

委員長 松岡 平市君

理事伊能 芳雄君 理事官澤 喜一君

理事森下 政一君 理事小林 武治君

大谷 實雄君 小橋 治和君

川村 松助君 佐野 廣君

堀 末治君 横川 信夫君

小笠原三三郎君 加瀬 完君

中田 吉雄君 松澤 兼人君

森崎 隆君 岸 良一君

高瀬莊太郎君 野田 俊作君

鈴木 一君

出席者は左の通り。

文教委員

委員長 加賀山之雄君

理事 有馬 英二君

吉田 萬次君

委員

湯山 勇君

雨森 常夫君

川口爲之助君

白井 勇君

田中 啓一君

中川 幸平君

三浦 義男君

三木與吉郎君

秋山 長造君

安部キミ子君

荒木正三郎君

矢嶋 三義君

高橋 道男君

竹下 豐次君

地方行政委員

委員長 松岡 平市君

理事伊能 芳雄君

理事官澤 喜一君

森下 政一君

小林 武治君

委員

大谷 實雄君

川村 松助君

佐野 廣君

堀 末治君

横川 信夫君

小笠原三三郎君

加瀬 完君

松澤 兼人君

森崎 隆君

文部大臣

清瀬 一郎君

政府委員

自治政務次官 早川 崇君

自治庁行政部長 小林與三三君

文部省初等中 等教育局長 緒方 信一君

事務局側

常任委員 工業 英司君

常任委員 会専門員 福永与一郎君

会専門員

本日会議に付した案件

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加賀山之雄君)速記をとめて。
午前十一時五十九分速記中止

午前十一時二十一分速記開始

○委員長(加賀山之雄君)速記を始めて。

○加瀬完君 文部大臣に伺いますが、今度のいわゆる教育委員会法の改正によりますると一番問題になります第一の目的が全然削除されておるわけでありまして、これはどういう理由でございましょうか。

○文部大臣(清瀬一郎君) 現行法では第一条に教育基本法等の語句を引用してあつた規定ができておりました。これが、教育に関するものは教育委員会法であるという前提として、すべて教育基本法全体を前提として、いわばこれをかぶつておるので、再びここに表現する必要はなからうと思つてこのように規定になつておるのでございまして、決して、現行法と違つた意味で作つた法律というわけじゃございませぬ。

○加瀬完君 この教育委員会法が制定されまうときに、これはたびたび衆参両院において問題になつておるようでございますが、教育が不当な支配に服する云々の問題が論議されたわけでありまして、それからさらに第一条によりますると、「地方の実情に即して」ということが、強く憲法で規定されております。地方自治の尊重の立場から論議され、強調されたわけでありまして、今度の地方教育行政の全般にわたるいは

ば新法とも言うべきものでありますのに、それに対して地方の実情に即するといふような基本的な性格、それからいかなる理由があつても不当な支配に服させないといふところの教育の中立性、この教育の中立性といふことを大臣はたびたび強調しておるのに、原因を作つたときと文と文といふものをそのまま認めていくといふか、あるいはそれらを十二分に牽制するような保護規定といふものを削除してしまふといふことでは、非常におかしいと思つて、これは意見になりますけれども、このごろの政府の地方行政に対するやり方は、地方行政あるいは財政というものの対するはつきりとした地方自治の尊重といふ目的を、あらゆる点で削除していくような傾向がある。今度のいわゆる教育委員会法の改正におきましても、この一番肝心の目的といふものを削除してしまつて、それが教育基本法にあるからといふますけれども、先般の臨教審の中の御提案では、教育基本法も改訂するのだ、その改訂の一つの理由としては、国家の責任といたしまして、国家の監督権といふものを強化するのだといふことを文部大臣は明言しておる。そういういたしますと、当時心配をされました、たとえば一党一派の教育に対する支配あるいは文部官僚のかつてのような復活、こういうこと、そういうこと、一番憂へられておりました、そういうことのないために、地方の実情に即するといふことが一つの

基本線として貫かれなければならないという配慮がありましたが、これを欠くという事は、少くともいわれる世論が非常に心配をしております。文部行政の権限の復活といいますが、あるいは中央集権化といいますが、あるいは心配をめぐることができないという事に私はどうしてもなりがちな点だと思ふ、この点はどうですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) この案は、教育行政の中立は非常に注意をいたして、これを保持しようと思つております。それから教育を中央集権化するという考えはございません。

○加瀬完君 中央集権化しないようにしようと思ふなら、なぜ地方の実情に即してという肝心の地方自治の立場をはっきりと主張した目的というものを削除されてしまったか、あるいは中立性をどこまでも確保しようというならば、教育が不当な支配に服することなく、という条件を抜かなければならない理由がどこにあるか。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは教育基本法に明確に書いてありますので、現に教育についてはなお直接な学校教育法でも、あの当時の立法の仕方では、教育基本法によってという文字は省いておるのであります。日本の法律を一体として見る時分には、一々憲法の関係条文、教育基本法の関係条文をここに書くことは必ずしも必要でない、こう考へております。法文作成の方針の問題でありまして、教育基本法なりあるいは地方分権の精神などは寸毫なりとも侵すつもりはございません。○加瀬完君 教育の不当なる支配の問題はたびたび論議されておりますから、私は割愛をいたします。地方の実

情に即してという項目を寸毫も侵すつもりはない、地方分権といいますが地方自治というものは尊重しております、この御説明であります。しかしこの法文を見ますと、国家の監督権といいますが、文部省の行政権の強化といいますが、そういう個案は所々に見られますけれども、なるべく地方の実情に即して、一そう忠実に現行の教育委員会法よりも改正案によりまして、さらにこれは地方自治といふものが尊重されて教育行政に及んでおるのだ、及ばすべきだといったような条件がどこにございますか、全体を通じてそのウエイトがありますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 全体を通じてこの案は教育基本法の精神——基本法それ自身がそれを言うておるのであります。この案になくても、この案の前提となる基本法それ自身がそれを言うておるのであります。

○加瀬完君 あなたは法律家でありますから、そういう法的な錯誤というものには私は言い得ないと思つて、尊重して法的な解釈を伺つておつた。ところが大きな錯誤がある。教育基本法というものがあつて、その教育基本法というものを具体的に表わす行政面の基準として教育委員会法があるというならば、その教育委員会法は、あくまでも、いかなる個所においても、教育基本法の精神が具体的に示るべきである、出でなければならないことが明瞭になつておらなければならない。現行法においてはそれが非常に明瞭になつておりましたものを、改正法によつては、それを非常に稀薄にしておる。稀薄にしておつてですね、教育基本法にきめられておるものを的確にやることにして

おるのだという理由は、どこにも成り立たないと思ふ。なおですよ、なお教育基本法すらですよ、臨教審の御提案の御説明によりまして、文部大臣は、これは変えなければならぬものだ、しかもその監督権といいますが、責任といふものを明確にするためには、これはあくまでも変えていくべきものだといふことを御明言なさつておられる。教育基本法を基準にとつたつて、その基準によつておる教育基本法を、この地方教育行政の法案と同様の趣旨で変えようとなさつておるという御説明にしか今までの御説明では受け取れない。その間のですね、地方の実情あるいは地方自治といふものを尊重しておるのだ、この法案ではここにないかといふ具体的な個案をお示しいただきたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 法文に書いてない、道理は別であります。戦後の日本の法律組織は憲法が一番でありまして、これに平和主義、人権尊重の主義も含んでおるので、これは当然教育にも適用がある。教育基本法の十一カ条もすべての日本の教育行政には含んでおるのであります。それゆゑにこれらと同じ法文をこの地方行政の組織並びに運営のうちに再び繰り返して入れることは必ずしも必要でない、政府は考えたんでございます。もしもこの法律が教育基本法を侵犯し、または地方自治を害するとおっしゃるんであつたら、その法文について私どもも答えしただ方が便利かと思ひます。私はこれ全体としては地方自治を侵犯する考えなく、教育基本法並びに憲法の精神に違反する考えはないんであります。

○松澤兼人君 議事進行。今の加瀬君の質問はですね、まあ教育基本法を変えたいという文部大臣の御意向のことについて一点聞いておるんですね。これは臨教審の問題に関連して文部大臣はそういうことをおっしゃつたということを加瀬君は聞いておる。この点が一点だと思ふのです。それからもう一点は、改正教育委員会法、簡単に教育委員会法といいますが、改正教育委員会法といいますが、以前の旧法に「地方の実情に即した教育行政」ということをうたつたのに、今度の新法ではそれと地方の実情に即した教育といふことを無視するんじゃないかという疑いが起つてくるが、新しい法律の中においてそれを無視するんじゃないかという条文を指摘して、文部大臣はこういう条文があるから地方の実情に即した教育行政といふものが行われるのだというその説明を加瀬君は求めているんだと思ふんです。(加瀬完君「その通り」と述ぶ)その二点に分けて御説明を下されば加瀬君は納得するのじゃないかと、こう思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今お尋ねの前段のことも私は実は答へたかつたのです。私が別の委員会でも教育基本法を改正するんだ、国の責任を強化するんだといったようなことを言つたとおっしゃるんで、引用が少し正確でないんですけれども、それまでも言つてはあまり話が枝葉になり、おっしゃる言葉をとがめるようになつて思つて、私も説明をしたかつたんです。省略したんです。私が臨教審の説明その他で言つたのは、わが国の道徳等について世間でこれだけいいかという議論も起つてお

る、今の教育基本法は全部それで私は賛成なんだ、けれども、このほかにもなお基本としてつけ加へることがあります。それは重大な問題からして、そこで臨時教育制度審議会でお調べを願うという答弁をしているので、私がこれにつけ加へるということを言つた覚えはないのであります。それからまた国の権限をこれを強化するといつたような意味じゃなくして、現行法、現行の教育関係諸規定では、一団の教育に関する責任がどこまであるのか、私立学校に関する法規その他、いまだこれは明確になつておらぬから、これを一つ御調査を願ひたい、こういうふうなことを私は言つておる。この監督権を強化する方針だといつたやうなことは、私は言うておらぬのであります。しかしながらあまりに事がこまかくなつたから、そこを抜けて、お問ひの基本だけを答へたのでありますから、どうぞ御了承を願ひたいと思ひます。

それからその次の問題は、全く法案を書く技術の問題で、ロジカルに一旦基本法として書いてあるから、もし書くとすれば第十條だけじゃなく、私は第一條も必要なことじゃと思ふんです。学校それ自身の使命は人格の完成にあり、自主的精神を持つた心身ともに健康な国民を作る、こういうことは全部必要なことであります。そうして教育委員会はその学校またその教員の身分までも、それから教科内容までも見ていくところでありまして、教育委員会の使命といふことを書こうと思つたら、十條だけを引用しては少し足りないんです。ほんとうに引用する

なれば、第一条、第二条、すなわち教育はいかなる機会においてもこれをやるというたような重要なこともまたあるのではありません。現行法を起草せられた方は、どうしてこれをお書きになったか、その当時の日本の国内事情、教育に関する観点等から第十条第一項を必要なりとしてお書きになったんでありましょうけれども、これは私は書かないでも全部かぶっているものと思ふんです。それからまた地域社会の状況によって教育をするということも、教育基本法には、その文字はありまけんけれども、全体からいって当然のことです。それゆえに第一条にいわば宣言的、訓辭的のことを書くのに反対じゃございませぬけれども、なるべく法文は簡をたつとぶので、このようにしたのであります。現に学校教育法自体が引用しておらないのです。学校教育法自体は学校の教育ですから、教育基本法の第一条、第二条を引用してもよかつたんだが、当然のこととしてやっておらない。そういう意味で事を簡にしたということも御了解願いたいのであります。単独の文教委員会においてもその趣意はたびたび説明いたしております。

○加瀬完君 質問の時間でありましてから……大臣のたゞいまの御説明は速記録を読めば御自分がどういふことをおっしゃっているかわかりますので、臨教審にはあなたが三点はきつりおっしゃっているのをごさいます。その中には、今言ったような、基本法にアルファを加えるのだ、それは忠孝ということだ、しかも国の責任の明確化、あるいは監督権の強化というふうな、こういうものをはっきりさせる、大学の改革をする、こうおっしゃっているのではありませんが、それは本問題とはやや離れますから、私もその問題で追及することはやめます。そこで具体的にどの条項が一体地方自治を尊重しておらないのだ、あるいはまた地方の実情に即してということと相反するんだ、こういうふうなお話でございまして、重ねて具体的な問題を伺いたいと思ひます。この法案の提案の御説明によりまして、「教育の政治的中立」、あるいは「教育行政の安定を確保」といふことを御主張なさつておられ、その通りだと私も承りました。そこで政治的中立のために、あるいは教育行政を安定させるために、合議制の機関を持たなければならぬというところも御説明なさつておられる。そこでより中立のために、より教育行政を安定させるために、合議制の機関を任命制にしなければならぬというのは一体どういふわけだ、これが一点。

もう一つは、今度の任命制による委員、その他委員会の権限なり、性格なりというものをみますと、他の地方行政の関係の行政委員、あるいは議会関係と比べて、教育委員の権限というものが私ははなはだしく制限されていると言ひうか、制圧されていると言ひうか、そういう傾向があると思ふ。たとえば委員長の任期を一年にしたり、副委員長をなくしたり、あるいはまた教育長というものを特殊な性格のものに置きかえたり、これは委員会の強化ではないと思ふ。で、そういう改革をすることがより今までよりも中立性の確保になるし、あるいは教育行政の安定になるという理由をもあわせて御説明いたさないか。

明いたさないか。○國務大臣(清瀬一郎君) 中立性のためにこの案は、加瀬さん、こういうふうに見ておるのであります。現在の日本の情勢として、だんだん政党主義といふのが発達しつつあるのです。これは政治の上においてはいいことと思ひます。そこでこのまま直接選挙一本やりで参りますと、やはり教育委員会の選挙というものは、政党本位で行われるように進むと、こういう見方でおるのであります。これは私は、その前提には反対はあるまいと思ふのです。そうすると、政党本位で社会党の候補、公認であるうと、推薦であるうと、またわれわれ自由民主党の候補、これも公認であるうと非公認であるうと、それで争うということになるという、選挙当時の争いが教育委員会に持ち込まれるということになる。それからして選挙は勝つのが目的でありますから、政党本位でやっていると、我々から出た教育委員じゃからといって、職務は中立でやるべしというのは当然でありますけれども、そこが人間界のことでありましてからして、多数の教育委員会の中で一派がマジョリティを持つてやるといふと、教育が党派偏向というところになるおそれは濃厚である、まあこう見ておる、一方ではその情勢を、今まあ雨降らざるに戸戸を調整するといふのでその情勢が起つてしまつてからでは非常にこれは改正もむづかしいが、今どうすればいいかといふは、直接選挙というものを

やめても、直接選挙で出てきた長といふものがあり、直接選挙で出てきた議会といふものがあるから、長が議会の同意を得て委員を作りますといふと、必ずしもこれが民主主義に反するといふことも言えまい。そうして人格が高潔で文教には識見を持つてゐる人、これもまあ精神的の条文じゃありますけれども、そういうことにして五人の委員のうち二人だけは同党派でいいけれども、それをこえて三人といふことになる、——五人の委員会だけについて言ひます——そうすると、政党偏同といふことになるから、選任には消極的に二人をこえてはいかないといふことを一つ入れておこう。もう一つはその二人の方でも、政党に属する委員でありまして、政党の幹部職員になつたり、積極的運動が、できぬような制限を置く、これは直接選挙の場合にはそんなことは適当じゃなからうと思ひます。直接選挙であれば幹部であるうと何であるうと政党員がやるのですが、任命の際にはその条件をつけて、積極的政治運動をせず五項に書いておきます、そういうことでやつていく。そうしてそれでもよく工合の悪いものがあればリコールをやる、これは八条に書いておきます、それでもやはり悪いものがあれば第八条でリコールをする、こういうふうな制限でやはり中立を保ち得られよう。中立の問題とは離れますけれども、今日わが国の現状から見ると、ごくいい人であつても、選挙といふものをきつてお出ましにならぬことがあるのです。ことに県の選挙区は変えられま

するけれども、現行から言えば一県一区です。参議院の選挙と同じことです。相当の人でも教育委員になるために立候補されるということがはばまれて、ごく適切な人を得られないこともあるから、適切な人を見て、それを任命する方がいいだらう。これについて文教委員会でも質問が起つて、今の知事あるいは県議員は政党人だ、そうすると政党びいきにやるだらうといふたようなことも起りましたが、そこはまた限度があることで、法律に違反しまたは違反せんばかりに、まずこれをもうるような委員の任命をすれば、その知事なりその県会、その党派は、世間から指弾を受けるからして、やはり知事県議員も県内における自分の信用を維持しなければなりませんから、第四条のような規定はやはり相当の拘制作用ですね、ディテレントになるだらう。うまくやればこの方が中立を保ち得るのだ、こういう見解でこの案ができてゐるのでございませぬ。

○加瀬完君 あとの方の質問の答へがまだございせんが。

○政府委員(緒方信一君) この具体的な問題で、委員長の任期を一年にしたというお話がありました、その点が一つあつたと思ひます……

○加瀬完君 一年にしたり、それから市町村教委から専任教育長を廃したり、あるいはまた副委員長という制度が今まであつたのをそれを置かなかつたり、その委員の人数を削つたり、こういうものは委員会の強化といふことにはならないし、合議機関の強化といふことにはならないだらうと思ふのです。これによって現状より合議機関の効率を上げたのだという理由が

あれば伺いたい。

○政府委員(緒方信一君) 現状の委員長の任期を……。〔大臣から、大臣から〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(加賀山之雄君) 一応政府委員から答弁して、それで足りなければまた大臣から……。〔政府委員の答弁することではない〕と呼ぶ者あり〕

○国務大臣(清瀬一郎君) 任期のこととか、それから副委員長等のごことで、一応政府委員からお聞き願ひまして、事實に關することですからその方が正確な詳しき解答が得られると思ひますから、お聞き願つて、後にまたお答えしますから、順序を交えただけでお答えしないというわけではございませんから……。

○政府委員(緒方信一君) ただいま御指摘のうちに、委員長の任期につきましては、これは現行法も一年でございますから……。それからまたほかの公安委員会におきまして一年になっておるようでございます。ほかの行政委員会よりもこれを変えたというわけではございません。それから副委員長につきましては、従来ございましたけれども、今お話の中にありましたように、従来は都道府県におきましては七名であるのを五名にした、これは確かに委員数を減らしておりますが、これは全般的の総合的な検討からいたしまして、機構の簡素化という趣旨もとり入れましてやったことでございますし、それから合議制のこれは執行機関でございますから、やはり委員数は相当な数を確保することは必要でございますけれども、事務の能率的な運営等から申しますと、やはり五人くらいで適当じゃないかという結論に到達いたしましたし

て、五人にいたしました。かように委員数も七人から五人に落ちたりいたしましたこともございまして、副委員長を必ずしも置く必要はないのじゃないか、委員長の事故のある場合に職務を執行する委員をあらかじめ定めておくという規定を入れておりますので、運営につきましては支障がないのじゃないか、かように考えておる次第でございます。それからなお教育長は教育委員会の中から選任をする、かようなことになったわけでございませうけれども、これも機構の簡素化という観点からいたしましてそういう立場をとったわけでございます。

○加瀬完君　だから……。大臣続いで……。て……。

問がなかったが……。

○加瀬亮君 質問しただけ答えてくれればあとは質問するから……。

○国務大臣(清瀬一郎君) 幾らかあなたの言葉のうちにありました。が、権限のことですね。長の権限のことは、ちよつとふえたことは事実でございます。二十三条と二十四条をごらん下さるといふと、二十四条の方で長の権限が、財産の取得とか、あるいは契約の締結といったようなことはふえておりますけれども、これは教育の自治といふことには関係なく、この方が日本の法律の全般と調和を得ておる、こう考えたのでございます。

○加瀬亮君 政府委員並びに大臣の御説明を伺いますと、結局ねといは機軸

それは政党内閣に陥りがちである、こうおっしゃっております。しかし政党内閣に傾きたがるというのであるならば、この法案の中にもありますように、政党活動の制限とか、政党所属の制限ということだけでも事足りるわけなんです。長なりあるいは議会なりというのは、初めからこれは大臣の御説明の中にも引例されたように、政策的な傾向を多分に持つておる、こういう傾向のあるものによって任命されるものが、現行の選挙による委員よりもはるかに政治的傾向が薄らいでいくということとは成り立たないと思う。また成り立つとしても、そういう判断を一体文部大臣なり長なりというものがすることと正しいのか、地方自治の建前では

あるいはその他について、いろいろの修正、改革をするということは成り立ちましようとも、この住民が自分たちの教育行政の代表を選ぶという基本線はくずすべきではないと思う。これを長や議会の権限にゆだねるということとは、私は少し自治の本旨というものは違ってくる、こういうふうに考えるわけであります。機構の簡素化ということのために、こういう地方自治の根本でありますところの住民の判断をするところの権限というものまでも奪うようなやり方というものは、私は少くもそういうことが議員立法や何かによつて出たというならばわかりますけれども、文部省自身が、政府自身がこういう立案をする権限はないと思う。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今、局長の答えたところは、答えた問題については、その通りでございます。もう一つ補充いたしますれば、この案は全体を通じて今日の行政を簡素化しようということがあるのであります。それで委員の七名を五名にいたしましたり、それから県の方の教育長はやはり専任を選びますが、地方の教育長はその委員のうちでだれかが兼任するといったようなことにいたしましたり、それからして選挙をやめて選任にしたのは、今言った中立の方の要求からきておりまするけれども、やはりこれは簡素化ということにもなるのであります。後に、二本立予算をやめたことも、別の理由もありまするけれども、やはり簡素化という方にも通じますので、この法案を通じてどうかして行政を簡素化できまいかという念願がこもっておるのでございます。あなたの方から御質

の簡素化ということだということに落ちつくと思う。機構の簡素化ということは、これは抽象的には異議を差しはさむ余地のない言葉でございますが、しかしながらいかに機構が簡素化されようとも、それは大臣が御提案の中で御説明されておりますように、教育委員会の機能といえますか、目的といえますか、任務といえますか、こういうことにマイナスの面を生ずるような、あるいは教育委員会の行政機能といえるものを消滅させるような簡素化ということは成り立たないわけなんです。今私の質問しておる点は、一体こういうような簡素化という美名のもとに行われる一連の改変が、今までの、現行法の教育委員会法による教育行政の機構というものの、あるいは目的というものは、はなはだ矛盾する場面があるのではないかという点を伺っておるのであります。たとえば大臣は今非常に現行法をそのまま見のがしておると、こ

そうではなくて、中立的な、または教育行政の安定に適する人かということ、は住民自身が判断するのが適切だ。地方自治の精神というものは住民自治でありますから、住民が選ぶ。その人が四人同一の傾向であるうというものが出て、住民がそれだいいいということとならそれで許さるべきことなんです。一々文部大臣なり地方の首長なりが、それは自分の立場から見ると偏向だとか、これは不適格だという判断を下す下し方というものは、現在の自治法の性格から、はなはだ相反することである。私どもは認識をしておる。選挙によりますると、結局教育行政の目的から、はなはだいろいろはずれてくるものが出てくるといえますけれども、住民は教育行政を担当させる教育委員にはだれがいいだろうという自己の判断によりまして、そういう目的によりまして、現行法は選挙をいたしておるわけあります。この選挙方法や

たといえば文部省設置法によりまして、文部省の権限というものはそういうものを立案したり作成したりする権限というものは与えられておられないわけです。与えられておられないのではなくて、そういうことをしないような建前というものをとらせられておると私は解釈しておる。この点は大臣はいかがにお考えですか。

○森下政一君　ちょっとそれに関連してお尋ねしたい。先刻文部大臣の御説明を聞きましたが、選挙がだんだん政党を中心にした選挙になりつつある。従ってこの情勢が進んでいくと、教育委員を公選制にすれば、政党的な争いというものがある。だんだん色彩を濃厚にするであろうというふうなお言葉がありました。ところで私考えますのに、教育委員の選挙にもまして、より一そう政党色が濃厚であって、政党を中心とした激烈な競争になりつつあるのは長年の選挙だと思ふのです。そこで、まあ

これは、文部大臣も否定はなさるまいと思ふ。そこで、かりに社会党に党籍を持ち、社会党から公認された長が当選するということになりますと、必ずその議会というものは、その長を支持する与党を多数たらしめなければ運営上困るというので、長は、何にも先んじてまずその努力をするに違いない。これはまあそうあるべきことであつて、かりに私が長に選ばれたといふたしましても、議会の運営上与党を多数に作るという、多数派工作というものを必ずやるであらうということが考えられる。それは、すべてそうだと私は思ふ。そうなつてくると、社会党に所属している長が当選して、その者が教育委員を任命します場合にです。五人の中の三人まで同じ党に属しておつてもかまわぬというならば、おそらく三人とも社会党に所属している者を選ぶことに少くともなりがちだと私は思ふ。あの、自余の二人につきましては、同一の党籍を持つ者は回避しなければならぬということになりますし、だからというて、それは反対党に所属しておる者を選ばなければならぬというわけではないと、従つて、党籍は持たぬが、社会党系の人だと思われような人を任命しましても、これを違法だとは言ふことができないということになります。五名の委員があつてほとんど社会党一色に塗りつぶされてしまふことに相なるのでありまして、教育委員を公選にゆだねておくことによって、政党的な色彩が濃厚になる、そのことによって生ずる弊害よりも、任命制によつて、私はあなたの憂えられることが如実に現われやすいというふうに考えます。

で、先刻の、公選制をやめるのは政策的にへんばなことになることをおそれると言われるのは逆じゃないかと、任命制の場合に、そういうことが多く行われる懸念が多分にあつて、いわゆる教育の中立制というものが阻害されやすいということになるのではないかと、こう考えますが、その点も合せてお答えを願へばけっこうだと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 加瀬さんのおっしゃったことから先にお答えしよう。

一番初めに、加瀬さんの仰せられた簡素化ということ。あなたのお説の通り、簡素化にも限度はございます。簡素化だといつて、むやみに何もかもやめてしまふという意味じゃございませんので、他のほかの要求の限度内においての簡素化ですから、これは私は、非常に大きな要求とも考えておりませんので、私がこの案の説明には、それはあまり重点を置きませんでしたが、さっきのお問いについて、丁寧に答えるという意味で補充したのであります。しかしながら、今日の日本全体の行政、また地方行政について、世間の要求は、やはりもっと簡単にしてくれいということがあるんです。この法律にきめた委員会のほかに、いろんな委員会、協議会というもの、もう役場にたくさんございまして、それをひとつ兼任にでもするか、簡素にせよということは、私は選挙区にいる人に教わつておりますから、ある限度においてという意味に御解釈を願ひたいのであります。

それからして、地方住民の要求によつてということもあなたのお説の通りであつて、やはり任命にしたところが、その地方の人を採用するのがこれは当然であります。選挙の方はむしろ地方住民の権利ですから、それとこの政党组织の交渉ということですね。政党组织はあなたの方の政党内、われわれの政党内、国家全体を負つた政党内ですから、で政党内の公認というところになります。議員をどうしていただくか、議員を取りたいという気が起るんです。これは教育に關することじゃから、そういう心持で選挙すべきじゃないという論も立ちますけれども、やはり党となつてみると、教育委員も果ては自分の党にたくさん取りたいという気が起ることで、これを制御するわけにはいかぬ、いくまいと、そこで大つぱらに直接選挙だけやりますと、たくさん取るうという気が起る。選挙が苛烈になる。中には選挙違反をやつても当選しよう。そういうものまで起るんで、品のいい教育委員の方はそれはするなと言つても、勢いのおもむくところ、やはりそういうことになり、選挙で敵味方になれば、やはりその争ひは、まあ一兩年たてば解けるのであります。選挙の翌日ということになると、敵と対面ということになる。まあこういう意味から、必ずしも教育委員には選挙が一番いいのではないのだ。外国の例を見ても、どこも皆選挙をやつておるというわけではないのです。やはり任命なり、あるいは協議してきめるところもある。私はよく調べておられますけれども、アメリカあたりでは、教育の経費を独立に税金を取つておられます。教育税を。そうするとアメリカ人は、選挙のない

あつて、やはり任命にしたところが、その地方の人を採用するのがこれは当然であります。選挙の方はむしろ地方住民の権利ですから、それとこの政党组织の交渉ということですね。政党组织はあなたの方の政党内、われわれの政党内、国家全体を負つた政党内ですから、で政党内の公認というところになります。議員をどうしていただくか、議員を取りたいという気が起るんです。これは教育に關することじゃから、そういう心持で選挙すべきじゃないという論も立ちますけれども、やはり党となつてみると、教育委員も果ては自分の党にたくさん取りたいという気が起ることで、これを制御するわけにはいかぬ、いくまいと、そこで大つぱらに直接選挙だけやりますと、たくさん取るうという気が起る。選挙が苛烈になる。中には選挙違反をやつても当選しよう。そういうものまで起るんで、品のいい教育委員の方はそれはするなと言つても、勢いのおもむくところ、やはりそういうことになり、選挙で敵味方になれば、やはりその争ひは、まあ一兩年たてば解けるのであります。選挙の翌日ということになると、敵と対面ということになる。まあこういう意味から、必ずしも教育委員には選挙が一番いいのではないのだ。外国の例を見ても、どこも皆選挙をやつておるというわけではないのです。やはり任命なり、あるいは協議してきめるところもある。私はよく調べておられますけれども、アメリカあたりでは、教育の経費を独立に税金を取つておられます。教育税を。そうするとアメリカ人は、選挙のない

ところに納税の義務なしということでは、アメリカの独立のときからの考え方、教育税を取るところでは、やはり選挙による委員が道理上必要になつてくる。しかしわが国においては、教育に對する特別の税金を課するわけでもないから、まあ間接選挙でありませうけれども、性格が。じゃけれども、町村長が町村の議員の同意でやる。これが先例がないことじゃないですね。

の選挙をしておることは事実です。あなたの御指摘の通りです。何とか地方自治のために、これがやまんなことを望んでおりますが、どの長と言わなければ、町村長の選挙が苛烈で、町村長に落選した、落選したのが、今度は教育委員の選挙をして、そして教育委員長になつて、ことごとくまたその争ひを町村長と教育委員長の間にもつていく、こういう嘆かわしいことでもないでございせん。これらから考えてみますと、やはり長と議会との同意を得たといひますけれども、提案前にもいろいろ協議もあることであつて、それからして、それでやつたらやからう。それでも不公平な人事のあることをおそれまして、この案では、一党がマジョリティをとらぬようにしたのです。五人のうち二人までではない、三人以上はいけないうです。ちよつとあなたの案に三人とすると、三人はとれない、二人しかとれないという制限がされてゐる。以上という言葉の解釈ですね。三人以上はいけないう、二人でないといけないう、そういう制限をつけてあるのであります。

それからもう一つは、一人就任する以上は、政党内の幹部にはなれない。役員にはなれない。それからして積極的な政治運動はできない。なお、それでも政党内の争ひをやつて、住民がいけないと思ふならばリコールもできる、こういうことでやつてみれば、教育行政の中立は保てるのだらう、少し無難な方法でございませうけれども、直接選挙よりは、この方が中立は保てるのだらうという見方がこの案の本旨でございませう。言葉は悪いが、趣意をどうぞ……。

ますように、その構成のとり方によりましては、はなはだ目的を遂行し得ないような状態も出てくるわけです。そこで、教育委員会の構成というものを非常に問題にしておるわけなんです。だから、公安委員会がやれるから、教育委員会もやれるだろう、こういうものの考え方というものは、少くとも教育行政を担当する文部大臣の発言としては、私ははなはだどうも正しい見識だとは言えないと思う。無礼な言葉ですけれども、申し上げたいと思う。

それから、はつきりとさしていただきたいもう一点は、一体民主主義の原則というものを認めれば、これは現状におきましては、ある程度の政党の活動というものを認めなければならぬ。選挙というものを認めなければならぬ。教育委員会の構成が非常に政策的に偏向を来たすということはいけなから、それをいろいろチェックするということとはけつこうだ。しかし、それに対して、その判断が市町村長や府県知事や、あるいはそれらの議会、こういうものによらなければできないのだ、住民によりまして選挙すると、それは人格高潔という条項で選ばないかもしれない、あるいは教育行政に適合するという立場で選ばないかもしれない。こういうものの見方をすることには大きな間違いがあると思う。そのものであるならば、あなた自身自身選挙されて出てきて、自分自身を自己否定しているものだと思う。住民が人格高潔だと思ふから、教育委員会の委員として適任であると思ふから選挙するので、この選挙をやる住民の意思というものを尊重するという立場をとらなければ、少しも地方自治を認め、民主主義

義の原則を認めるという立場にならないうと思う。今、政府のお考えになつてゐることは、行政事務の便宜のために、民主主義の原則というものを、地方自治の原則というものを、ある程度これは改変をしてゆくのだ、こういう立場ですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 行政便宜のために、あるいは行政事務のためにといったようなことは重きを置いておりません。さつき簡素ということを言いましたが、簡素は非常に重要じゃないとお断りしておいたのであります。ただ、教育委員会の本質といたしまして、政党勢力が濃厚であることはよくない。いわゆる中立を保つにはどうしたらよからうかということをつらつと考えましたけれども、直接選挙でやるよりも、選挙で選ばれた長がその選挙で選ばれた委員の同意を得て、しかも重要な制限のもとに、すなわち同党派が多数を占めないような制限のもとに、また一たん選ばれた以上は、積極的な政治活動をなすべからずといったような制限のもとにやるといふと、穩健、妥当な委員会ができるであらう、こう考えたのでございます。これに対して、そうするとちつとも氣力のない、何もようせぬような委員会がではせんかという御反対もありましたけれども、私は、必ずしもそうじゃない、人格高潔で活動力のある人が選ばれるだろう、こういうふうなそれに対してはお答えをいたしておるのであります。

○加瀬完君 そのことを繰り返して言うのはやめておきます。

問題は、そういう方法で構成される新しい教育委員会が、新法による教育委員会が、一体教育委員会としての権限を強化されたかどうかという問題なんです。それらの点も検討いたしますと、これはさつき言つたように、政府委員の御答弁もありましたけれども、一応機構そのものも縮小されておられ、さらに権限は、教育委員会よりはむしろ教育長に移つてゐるという傾きがある。さらに五十二条によりまして、教育本来の目的達成を阻害するという理由によりましては、文部大臣のこれは措置権といひますが、監督権といひますか、こういうものも非常に強化されておる。そうすると、教育委員会の地方自治によりまして独立の権限というものは、むしろこれは、国家の監督権というものによりまして教育委員会が制約を受ける形になつてくる。これは、明らかに教育委員の権限縮小というふうな認定を下さざるを得ない。これは、午後お答えしていただいてもけつこうです。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今のお問いは、非常に大きな問題を含んでおります。教育が地方地域社会のために行われるというところ、これも一つあります。もう一つは、しかし教育は国民全体のためなんです。教育基本法にもあります通り、その地方だけじゃなくて、日本全体のために行われるということも大きなことであります。ことに日本のような単民族の国家、言語も一つの国家、長い歴史のある国の教育は、今、日本の主権は、全体としての国民にあるのです。十條をよく読んで見ますと、その国民全体のためにやれ、こういうことなんです。そういう建前において、地方の自治、地方の地域社会のために適合しなければなりません。が、国民全体のための教育、これを考

えなければならぬ。教育の水準維持という言葉も生まれておるのであります。この水準を維持し、それからブル・アズ・エ・ホル、主権者たる国民全体のために教育が行われておるかおらぬかということを見る者がだれかなくちゃいけません。その中で、教育委員会はその地方々々の人なんです。日本に五千以上の教育委員会ができるということなんです。その全体がよく歩調が合つて、教育基本法を守り、それから偏向もなしによくいけておるかどうかということを見ることがおる。あなたの方案では、教科委員会というものをお作りになつておられます、衆議院で…… ああいうものをだれか、上下と言つちゃいけませんけれども、横からでも全体の教育の行き方を見る者がなければならぬ。それは社会党の案にあることですから、お認めになると思ひます。私も、教科委員会を作ります。私どもは、今までの文部大臣がやるだけの違いです。結局今の制度では、やはり国会に向つて責任を負うのは内閣の閣員でありますから、ああいうふうな文部省の外郭団体で、教科委員会をこれを見るよりも、やはり文部大臣がこれを見て、そうして国民に対して、結局ここで国会が責任を負うてやろう。この組織というものは、日本のように議院内閣制をとつた国ではこの方がいいのだらう、こういう考え方です。これは結論は、あなたの方案と私の方案との違いですから、非常に重大な問題でありますけれども、問題はそこへきておると思ひます。あなたの方案で、きつとこれと同じものをお作りになつておられます。文部大

臣が教科委員会である。たれかがやらなければならぬ、ばらばらになるから……

○加瀬完君 午後も質問させていただきます。この点を委員長にお認めいただきまして、いろいろ御督促もあるようでございますから、私の質問を一応保留いたします。

○松澤兼人君 今の問題が、今度の新しい教育委員会制度の根幹の問題である。この問題を掘り下げていけば、それは加瀬君がきよう午後ということをお断りしたけれども、一日かかると思ふのです。きようは加瀬君先発で、まあ二、三問連があらう程度で、まだ十分に審議をし尽してありませんし、それから、われわれも質問があるといふことをここで申し上げ、質問の保留といひますが、どういふ形式になるかわかりませんけれども、この点をお含み下さいまして、委員長において適当に善処せられんことをお願いいたします。

○松岡平市君 議事進行について。私は委員長にお願い申し上げますが、申すまでもなく、文教委員長にお願ひ申しまして、お許しを願つて合同審査をするのは本日午前中で、もう十二時半になつて参りました。お聞き及びの通り、先ほど来、特に地方行政の委員のうち多数から、合同審査の時間をさらに延長しろという要求が先ほど開会前に開陳されております。今も一、二の委員からそういう趣旨の話がございまして、私はこの機会に委員長にお願ひしたいと思ひます。これは、一応委員会を休憩していただきまして、私の方の委員会におきましては、適當な形で意見をまとめまして、お願いすべきも

第二十五部 文教・地方行政委員会連合審査会會議録第一号 昭和三十一年五月十四日 【参議院】

のはお願いしたい、こう考えますし、文教委員会におきまして、できますれば私の方の委員会の希望に添えるようにお話し合いをお願いしたい。そういうお話し合いをするために、散会していただくので、一時休憩のままで願うようにいたします。

○委員長(加賀山之雄君) ただいま、松岡地方行政委員長からの議事進行に関する御発言がございましたが、そのようにはからいまして御異議ございませんか。

○委員(長)「と呼ぶ者あり」御異議ないと認めます。

午前中の審査会をこれで休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後三時五十四分開会

○委員長(加賀山之雄君) これより文教、地方行政委員会連合審査会を再開いたします。

連合審査会は、当初、今日の午前中というところで開会したわけでございますが、それを地方行政委員会から、その継続方について御希望がありましたので、文教委員会においても協議の上、再開することになった次第であります。午前中に引き続き、質疑を続行いたします。

○加瀬完君 続いて文部大臣にお伺いをいたしますが、今度の教育委員会法の改正の一つの大きな面は、予算交付権といえましょうか、もっと広くいへば、今まで持っておった教育委員会の財政権というのが一応オミットされたわけでありまして、私どもの見解をもってするならば、非常に教育予算

が他の条件から圧迫を受けておりますのに、さらに教育委員会の財政権限というものを縮小いたしますことは、教育予算そのものが守れないという結果になるのではないかという点を非常に憂うものであります。この点を、文部省は初めから教育予算の全般にわたってある程度の制限を加えられるのじゃないかと思われる面をお認めになつておられるのかどうか、この点まづ伺います。

○国務大臣(清瀬一郎君) そのことは、わが国では、一つの公共団体の予算は一本で提出するというところでございまして、二本立てにすることは、わが国従来のやり方とも違ひます。公共団体が一つのエンティティだということから考へて、世論に顧み、二本立制は廃止しました。そうして法案第二十九条と思ひますが、町村長または知事が予算を出す際に、教育に關係することは教育委員会の意見を聞いて、その上で出すというので、教育委員会は予算に容喙すべからずということにいたしました。今の場合によれば、気に入らなければ別に出すという制度とは違つて参ります。

○加瀬完君 それでは、重ねて伺います。文部大臣は、最近地方団体に対して施行されておりますいろいろな財政関係係あるいは行政関係の諸法案が教育予算をプラスしてあるか、あるいは教育予算を縮減の方向をたどらしてあるか、いづれだとお考へになつておられますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) ちょっと、少し聞き取れませんでしたので……。

○加瀬完君 最近地方団体に對しまして、たとえば地方財政再建法でありまして、たとえば地方財政再建法でありまして、あるいは今度の国会で出され

ておりますところの地方自治法の一部改正法案、あるいは公務員法の一部改正法案、あるいはまた、これは法案でございせんが、政府が示しました地方財政計画、こういった一連の傾向が教育予算の拡張を強化してあるか、あるいは制圧の方向をたどらされておるか、いづれの方向に國の方針があるとお考へになりますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) この教育のことは、大学等、国でもやることがありますが、ただいま論議の的となつておるのは地方教育行政であります。で、地方教育行政は、地方分権という言葉は感心しますが、大体地方でおやりになることになつておつて、國でもって教育予算をふやすべしとか減すべしとかいうまでの方針は立つておりません。ただし、わが國は、敗戦後まだ十年たつたばかりでありますから、わが國の経費は能率的にお使いになる方がよいと、かように考へております。

○加瀬完君 昨年来非常に問題になつておる、この五月一ばいで再建団体の申し出をするとかしないとか、地方の大きな問題になつておる、この施行令といふと、あるいは再建計画の作成要領、こういう政府の指示したものを見ますと、第一にあげておられますのは、最低行政規模に基いて給与、物件費の節減計画といふものを第一にあげなければならぬことになつておる。さらに、それについてですね、説明を加へまして、人件費については給与、単価、職員数及び構成の合理化により、その増加の抑制また総額を落す、こういう指示がある。それから物件費につ

いては、類似団体の最低水準にとどめる、あるいはまた、再建期間中の地方債は必要最少限度にとどめる、こういう方針をしっかりと打ち出しておるわけでありまして。さらにですね、三十一年度の地方財政計画によりまして、政府が指示された点は、特に行政制度上の前提事項といつたしまして、地方団体の先ほど大臣がお述べになつた機構の簡素合理化、教育委員会の廃止統合、停年制、待命制等の実施、こういう項目をうたいまして、さらにですね、自主財源の増強、それから受益者負担の拡充、こういう要項を掲げておるわけでありまして、自主財源の増強といふのを見ますと、本年度財政計画が伸びまして、五百三十一億になりました。しかし、そのうち政府が實質的に出しておられますのはたつた五十六億、あとの四百七十四億というものは自己負担といふんです。地方の方の財源強化による増加分ということになつておるわけでありまして。さらに、この計画が具体的にになりますと、たとえば義務教育職員などの計画にいたしまして、これは文部省が十二分に御承知のように、三十年度の教員数は、小学校が三十四万三千五百五十八、中学校が十九万六千九百、本年度、三十一年度は、これに對して小学校が五十九万九千九百、中学校が二十九万九千九百、増加しておるにもかかわらず、三十一年度の小学校の教員定数は三十三万六千四百八十一、中学校十九万二千七百七十六というふうに削減されておるわけでありまして。こういう一連の地方財政に對する計画といふものが、國の計画といふものが、実際にあつて、特に教育の中心をなす教員定数までを切り

下げをしておる。こういうふうな事態にありまして、なかなか、さらに一体、今度の地方教育行政の運営に關する法律案、現在審議しておるような内容が實際行われるかといふと、教育予算は守られるかどうか、教育予算はさらに削減の方向に拍車をかけられるかどうか。私どもは、前に申し上げましたような教育予算削減の傾向といふものを文部省こそこれは押えていかなければならぬのに、むしろ削減の方向に拍車をかけるような法案を文部省自身が出しておる。今度の法案を見て、そういうふうに断定せざるを得ない。この点、大臣の御見解はいかがでございますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) この法案は、文教予算を削減すべしといつたようなことを直接にも間接にも意味しておるものではないかと。しかしながら、私が文教担当といふことを離れまして、大局から見ますれば、地方財政が非常に苦境にあることは事実でございます。再建整備法もそれから生まれたものであります。それゆゑに、総合的の観点から、ある公共団体においては減額方針、オースティンでやろうけれども、それは教育だけを削減しろという意味では私なからうと思ひます。わけてもわが國の町村長、これらは教育に非常に熱心で、職権があつたか、たか知りませんけれども、あの六三制の校舎建設といつたようなことでも、戦手に敗れてから、日本が盛んであつた時分よりもなお大きな学校を作る、だれがその骨を折つたかといへば、むしろ委員会も骨を折りました

が、實際地方の様子を見ると、町村長がもう夜の目も寝ずに働いておるのでありますから、この法案がでましても、地方において教育費だけが削減されるということは私なからうと、かように思っております。

○加瀬完君 私がついておきますのは、先ほど言ったように、少なくとも政府の示した三十一年度の地方財政計画によれば、義務教育職員の定数というものは、はるかに削減されている、こういう事実を文部大臣はお認めになるかならないか。

○国務大臣(清瀬一郎君) その計数等の点、局長より答えてもらいます。そのあとで私の意見を申し上げます。

○加瀬完君 大臣が地方の教育予算が削減されているという御認識に立っているかおらないかというところは、今後の質問を続けていく上に重要な問題でございまして、一体そういう御認識をお持ちかお持ちでないか。計数が合っているとか合っていないというところは別として、削減されているということは事実です。削減の傾向をたどっているというところは事実です。これを認めないか、お認めにならないか、この点をまず大臣から伺います。

○国務大臣(清瀬一郎君) その案は、地方に向って教育予算を削減するという案ではございません。日本四十六の府県において計数的に削減になっておるかおらないかは、担当の局長から発言を願います。もし足らなかつたら私から補足したい。この方が審議が進むかと思ひますので……。

○政府委員(緒方信一君) ただいま、地方財政計画の上で、昨年の数よりも教員数が今年は減っている、こういう

お話であるかと存じますけれども、御承知のように、これは定数と申しまして、教員の地方の定数を国が定めるわけじゃございません。地方財政計画なり、あるいは義務教育費国庫負担法の予算としてこの数を一応定めるわけでございますが、今年の地方財政計画あるいは国庫負担金の予算におきましては、昨年の実績の上に、三十一年度五十一万人の小中学校を合わせまして児童生徒がふえますから、それに対応した増員を見込んでおります。従いまして、昨年の実績よりも削減されているという事実は、少なくとも今仰せになりました地方財政計画の上には出ておりません。

○加瀬完君 出ているんですよ。あなた方が実員として押えたのは、一体昭和三十一年何月ですか。地方の教育委員会は、四月の増員分を見越して、欠員がありまして、そのまゝ新年度の増員分と見合ふ意味において、欠員をそのまゝ理めないで、そのまゝ削減されている、それに学級増分を足したに過ぎない。これは、文部省に私が問い合せての調査でありますから、あなたの方の資料で私は言っているんですよ。

○政府委員(緒方信一君) 今のお話は、三十一年度の地方財政計画と三十一年度の計画と比較してみただけの場合に、三十一年度の方が少くなっているという御指摘でございますか。

○加瀬完君 そうです。もしそうであるとするれば、これは明らかにふえておられます。今お話のように、私も予算を立てます場合に、これは信憑すべき前年度の実績をとりやすいためには、指定統計が一番確かなんでございます

から、前年度の指定統計の上に積み重ねて参ります。これは毎年、今までそういう方法をとっております。これでもし、国庫負担金について申しますれば、実績負担でございますから、その年度を経過して、それで予算が足りないということでございます。翌年度におきましてその補正をいたしまして、追加いたしまして、そうして清算をしていくという形式を従来もずっととっている次第でございます。

○加瀬完君 文部省の国庫負担金の分配はさうでございますか。しかし、地方財政計画として今まで示されたものは、計画定員に学級増分の増加定員というものを加えて財政計画というものは立てておいた。今年はそうじゃない。実員を押えて、実員に増加分だけを加えて計画定員にしている。前年度の計画定員に増加学級の増加教員分だけを加えたという方式をとらない、今年からは、というのは今までも予算的に相当制約を受けて削減されていることになるのです。これは認められないわけにはいかないだろうと思ひます。これはどうです。

○政府委員(緒方信一君) 計数の上で申しまして、三十一年度の地方財政計画で上げられております数は小学校について三十三万五千八百六十六人だと思ひます。それが三十一年度は三十三万四千四百五十三人で八千五百八十七人のプラス。それから中学校におきましては三十一年度が十八万九千二百四十三、三十一年度十九万一千七百二十二、二十四百七十九のプラス、かように相なっております。

○加瀬完君 先ほど私が申し上げた通り、その文部省の統計というのはこれ

は実員に対する国庫負担をやった統計なんです、与えた統計なんです。今までの地方財政計画というのは計画定員というものを押えて、その計画定員に増加定員を加えている。そういう方法を今年からおやめになった。おやめになるということは結局教育予算が今年より幅が狭められたということにはならないか、こういう点なんであり

○政府委員(緒方信一君) ただいま私読み上げましたのは財政計画の数のままだと思ひますけれども、三十一年度、三十一年度の数は明らかに今申しましたように加わっております。計算の仕方はともかくといたしまして、実数、定数は確かにプラスになったように私は存じております。

○加瀬完君 数はあとで照し合せるにしても、今年の地方財政に対する大蔵省の原案というものが新聞によつて報道された。これはその通りにはなりませんが、せんでしたけれども、そのときの給与費の適正化という項目の大蔵省の示したものをみますと、今までの実員定額というものをから定員定額、ことに教職員は定数基準というものを設けて、定数基準に標準本俸と申しまして、か、定額を作つて、これで総予算のワケというものを押えていく、こういう方向をとつておる。これはいろいろの経過から今年はこの方法がとられませんが、せんでしたけれども、結局この中間の方法がとられてきたということ、これは自治庁、文部省も打ち合せをしたのですから、その通りだと思ひます。しかも定員定額という方向をとられようとしていることは、これは大蔵省の方がそういう見解をもっているという

ことはいなめない事実だと思ひます。こういう方向で予算定員というものの、あるいは標準俸給というものを押えられていったときに、一体教育予算というものは拡大されてくるのか、あるいは縮小されてくるのか、そういう点を私は伺いたいのです。たとえば今年には正本俸というものを設けて、これは交付団体と不交付団体では違ひますけれども、かりに極端に不交付団体をあげますと、小学校の実態調査は本俸は一万九千八百五円、これに対して正本俸は一万五千九百四十六円であるという、実に三千八百五十九円の差のあるものを正本俸といたしてあります。中学校は実態調査によりまして、一万八千三百七十四円、正本俸は一万六千七百八十三円、千五百九十一円違ひます。この通り予算は組まれないにいたしました。是正本俸というものを一応押えて、実態調査とのアンバランスを直そうとしている方向をとつておる。総額というものを落して、そうするとこれは当然定員にひつかつてくる。総額というものを落して、いくには、平均本俸が高ければ定員を落とすという以外にない。定員を落とすという以外にないということになります。現行の教育委員会法の方であるならば、地教委なり県教委というものがあつておられます。定員というものは削減されない。しかし今度の教育委員会法は是正によりまして、定員というものは知事がきめやすから、自由に削減されてくるというおそれがある。こういうような教育予算が危険な状態に置かれておるのに文部省たるものが、さらにこの削減の方向に拍車

予算送付権というものがなくなっているんです。予算送付権というものがなくなっておれば、予算送付権があっても削減されておりまする現状の教育予算というものは、はるかに、府県にたとえれば知事のもう独裁という形で

赤字のしむ寄せというものをここに
もってこられるというのは当然であり
ます。

さらに定数の問題が政府委員から御
説明がありましたが、今までも定数と
いうものを教育委員会と協議が整わな
い場合は、ここに教育委員会の主張と
いうものを残せた、今度は一応協議を
することになっておりますけれども権
限は知事に移つておる。しかも附則の
十九条には、臨時待命の条項というも
のがあつた。臨時待命の条項というも
のを見ますと、地方公務員法の第二条の
三項に、「地方公共団体は、職制若し
くは定数の改廢又は予算の減少により
魔職又は過員となつた職員について
は、当分の間、条例で定めるところに
より、職員にその意に反して臨時待命
を命じ」と書いてある。この臨時待命
を命ずる権限が教育委員会と一応協議
をしてもらふ、決定権は知事にあるとい
ふことになれば、先ほどからたびたび

例を引く再建団体の多い府県におきましては、当然この臨時待命制度というものを使って教育定員というものを削減するという方法がとられてくる。これでも今度の改正法の中には予算が削減される条項というものがどこにもないとおっしゃるのですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 臨時待命のことは地方公務員共通のことであつて、教員だけにそれを命ずるのじゃございません。それからまた予算を作る

ときはですね、第二十九条を見て下さい。「議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。」こういう保障があるんであります。それからして議するのは県会議員あるいは町村会議員であります。が、これらの人々もわが国では教育を非常に大切なものと思っております。しかし教育だけ大切なものだとはそうは考へない、バランスを得た討論が行われるのであります。その背後にはまた地域社会の世論というものがありますから、この案は教育をゆるがせにする

○加瀬完君 二本立そのものには議論はあるいは大臣のような御意見もあるでしょう。これは別に見ます。私は文部大臣ともあるうものが教育予算を削減するような法案を作るといふことは、だれが考えてもあり得ないことです。そういう認識を私は持つておる。しかしその認識をはなはだ裏切るようなやり方をいたしておりますので何うんです。というのは相對の問題です。今まで現行法と改正法案とを比べるときに、たとえば予算送付権というものがありまして、なかなか教育予算というものは取れなかった。それを意見を聞かなければならないというくらしいの条項で、教育委員会の送付権があるわけでもなければ、またその予算

が認められないわけでもない。で現下の地方財政の状態というものを、見やう。どうしても給与費というものにしわが寄ってくる。給与費のしわというものはほとんど県庁の職員よりは教職員にくる。場が広いのです。そうなっていると現行法よりも意見を聞かなければならないくらい程度の、予算送付権や財政権限というものをなくした教育委員会では、その主張を通すとが困難になってくるのではないかと、相对比较べたときの意見を言っておるんであります。

それからですね、大臣は何か工合が悪くなるかと市町村長であろうが知事であるうが議会であるうが、これは教育をみな大切にするんだから、当然それは教育委員会の意見を聞くであろうというふうな逃げを打っておりまするけれども、現在の教育予算がですようというふうに形成されておるかということを見れば、現在の議会あるいは教育委員会があつてすら、現在の首長において取り行われる教育予算の作成というものは、そうあまいものではないというふうなくらいのことには御認識にならないで下さい。また人のことはいいですよ。文部省自身が義務教育に對してとつてきている予算というものは、先ほどの数字でも示しておりますように完全なものではない、ということはおわかりのはずなんだ。だけれども行政簡素化といいますが、あるいはまた地方財政の赤字解消というためにはやむを得ないというけれども、それにも限度があると思う。地方財政の赤字を解消するというそのしわが、そのしわを一番防がなければならぬ教育予算だけに寄せられるという傾向が

あるのに、それを防ぎとめるような各
項もないということは、はなはだおほ
しいのではないか。さらにです、地
方公務員法の一部を改正する法律の審
議の中においても、だ、前の文部省の
とった態度と今度の文部省のとった態
度とは違うんだ。それで一般地方公務
員にも停年制や待命制があるんだから
教員も仕方がないというけれども、停
年制はおきます、待命制がだ、一番適
用されるとすればだ、どこに適用され
るかということをおわれればおそれ
る。そうすれば三倍も四倍も一般の職
員よりは多い教育職員にしが寄せられ
てくるということは当然だ。文部大
臣ともあるうものが、地方公務員一般
に寄せられてくるものだから、何も教
育職員だけに寄せられるはずはあるま
いという考えは、私ははなはだ浅薄だ
と思う。また停年制でなく待命制をし
かなければ教員に対する予算削減がで
きない。当然やりますよ、これは府県
知事は。そういうおそれがあるにもか
かわらず、当然の権限のごくこの臨
時待命の条項というものをやすやすと
知事に与えておる。これではどこにも
定員というものを守れないじゃない
か、守っている条項というものはない
じゃないか。まあという点を伺って
おるのです。

○国務大臣(清瀬一郎君) わかりまし
た。この停年制とかあるいは臨時待命
とかいうのは、この教育委員会法でこ
しらえたものではございません。あな
たの方の委員会一つ十分御審議を
願いたいと思います。私は越権かしれ
ませんが、ほかの公務員についてある
ならばやはり教育公務員もやむを得ま
ない。ただ教育公務員は特殊の立場にあ

るから、その立場をよく考慮するよ
にといふことを、自治庁長官なり大蔵
大臣には申しまして、その適用には積
重を期したいと思つておるのでありま
す。それがし、今御審議願ひま
する教育委員会法の結果ではございま
せんことは、私が申すまでもございま
せん。

それからして先刻委員会の意見を聞くかどうかとおっしゃつたけれども、この委員会の意見を聞かねばならぬというところはここに書いてあるのです。これに反して知事が聞かないで教育予算を出しませんよ。（それは形式だけだよ」と呼ぶ者あり）何ば形式だけだといっても、教育委員会の意見を聞かないで教育予算を出すなんていうことはできません。そこまで疑つたら法律というものは作れません。私は必ずそれは聞くものと思ひます。

り教育財政というものが、この新しい法案によつては現行法よりも保護されないかという点が出發点で、その法案の中に、**教育予算あるいは財政というものを制圧しているという条項はない**、**かといふ、という大臣の御反駁でない**、**さいますから、たとへば今あげたいいろいろの例、たとえば臨時待命の条項といふものも付則の中の十九条に認めておる**、**今大臣の言うように、少しも臨時待命制度というようなものは行わせないといふならば、行わせない**、**といふものをこの新法案の中に盛り**、**れているならば、大臣のおっしゃること**、**もつともだ**、**しかし一番おそれる待命制度といふものが寄つてくる**

は教職員である。ところがそれすら守っておられないということです。あなたが自治庁長官に何を言おうとも、蔵大臣に何を話そうとも、その御意というものは法案の中に盛られておかない。そうすると、現在の法によれば、定員というものを教育委員会、権限によりまして守られておりますけれども、今度の改正法によりまして守られなくなつてきますので、今度の法案の方がはるかに教育予算というものをいふは教育条件というものに制圧を知えるということになるのじゃないかと、こういう点の御検討というものは一体どんなようなお立場で行われておったかということをお伺つておるのですよ。

○国務大臣(清瀬一郎君) この臨時特命にしろ、教員の定数にしろ、今合同で審議を願つておるこの案にはそういうことはないので。この案を實行したら教育予算が削減されるという証拠としてそれをお持ち出しになりましたも、それは違ひです。それはむしろあなたの方に付託されておる案の結果ですから、どうか地方行政委員会において十分に御検討願ひたいのであります。それゆゑに私は断つて、越権のこととを言つておるのです。この案が教員の定員を作つたりあるいは臨時待命を作るといふことはないのでから、それを持ち出してこれを實行したら教育予算が削減されるであらうとおっしゃるのは、私はロジックが少し違ひはせぬかと思うのです。

○加瀬完君 そうじゃないのですよ。現行法によれば定員というものは教育委員会によって確保されるから、かり

に待命制というものがしかれても、知事だけの独自の権限で予算定員が余ったからといってやたらにやるわけにはいかなるけれども、そういう権限というもので全然留保されておらなければ、現行法よりは改正法の方がはるかに待命制度を施行されやすくなってきたのではないかと。そういう点を一体どう考えるのだと、こういうことなんだですよ。よく勉強して答えて下さい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 前に答えたことと同じであって、今度この法律が通過するがために、この法律の権限で定員をきめ出すということでありましたならば、あなたの御論の通りであります。けれども現在でも教員の定数は県の条例でやっておくことは、専門家の加瀬さん御承知の通りです。今度そういうことを仕出すのはごさいません。この案で、今まで定数をきめる権限のなかつた知事がやってもよろしい、ということが書いてあるものであったら、よしあしは別としてあなたの御論も筋が通るけれども、しかしながら知事は現在でも県の条例でやっております。これで始まったのではございせん。理屈を言うようでは失礼ですけれども、この案ではそういうことは何らないことを一つ御承知願います。(文部大臣はわかっているのだよ)と呼ぶ者あり)私は事務をはつきりするために何度も繰り返したもので、ちよつと言葉は直截簡明に言い過ぎておりますが、あなたが誤解なさっておるようないが、あなたが定員のことをおっしゃいますと、この案で知事に定員決定権をあげたというのではな

いのであります。

○加瀬完君 今の文部大臣の答弁の通りでよろしいかどうか、政府委員答えて下さい。

○政府委員(緒方信一君) 定員のきめ方につきましては、従来市町村立学校職員給与負担法第三条におきまして、県の定数につきましては、これは県の教育委員会できめる。(知事でない、教育委員会できめる)と呼ぶ者あり)これは県の条例できめるのです。教育委員会できめるのでなく県の条例できめるのです。

○加瀬完君 今政府委員の答えた通り教育委員会に実質的の権限がある。知事には実質的の権限はない。ところが今度はどうなりますか、文部大臣さきの答弁を訂正して下さい。

○国務大臣(清瀬一郎君) この法律が通りまして、従前通り義務教育の教員の定数は県条例できめます。

○加瀬完君 そういうことは、私も専門家はありませんが、承知しておるのです。しかしどういふようですが、実質的には定員は教育委員会によってきめられておったわけですか。ところが、今度の法案によりまして、実質的の権限というものは、これは府県知事に移行します。そうなつて参りますと、府県知事の定員のきめ方というものは、定員削減の方向をとらざるを得ないから、待命制やあるいは停年制というものがある。これをどう防ぐかということ

が一点、現行法よりもそういう点においては教育条件なりというものを弱めておるけれども、そういう点に対して弱めておるという事実をお認めにならな

いか、もつと言ふならば、弱めるようなことをわざと一法案の中に盛り込んでおるといふのは、どういふわけか。文部大臣のやり方としては、いろいろ御熱心な教育に対するお話とは食い違ひますから伺つておるのです。

○国務大臣(清瀬一郎君) 先刻答へました通り、やはり県の条例で、定員は現在もきめておられますし、今とこでもつて審議を願つておる法案には、定員のきめ方はどこにもありません。それが関係するのはことごとくなくして、あなたがやっておられる地方教育……

○加瀬完君 私は自治庁長官じゃないから、私のことは引き合ひに出さなくてもいい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 地方行政の方でやりになることであつて、現在もそのことは違ひはしません。現在でも知事がきめるといふことはないので、これは今後は県の議を経るのです。これは今後は県の議を経るのです。それは同じことです。

○加瀬完君 たびたび同じことを繰り返して申しわけありませんが、聞いて下さいよ。そんな聞かないでよくでもない話をしているから質問がピンとはずれになる。いいですか。現行法によりましては、県の条例で出るにしては、実質的のその定数というものは、教育委員会に非常な権限があつて、教育委員会がうんと言わなければ定数といふものはきまらないといふふうに保護されておる。ところが、今度の法案によりまして、そうではなく、この教育委員会のウェイトというものが知事に移るのじゃないか。そうすれば、現行法よりは比較して知事はその定員削減の方針といふものを教育の方の関

係に押し及ぼして行くということとは、これは自明なことですよ。またそういうふうに政府が指示しているのだ。給与費を削減している。教育予算を削減している。そうなつてくると、待命制などということが一番便われやすくなる。それで教育の条件というものが守れないじゃないか。これを文部大臣はどうお考えになるのか。こういう点ですよ。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは予算条例の二本立制度、そのところをおっしゃるのかと思ひます。それはよくわかりました。それは現在の教育委員会の方が力と言へば大きな力を持つておると思ひます。まかり違へば委員会の責任で県会に条例制定も要求ができる。今度はその以前に、知事がそれを提案する際に教育委員会と相談する、意見を求める、その相違はございします。そのことをおっしゃるのだからよくわかつておられます。それは、しかしながら、あらかじめ相談してやる方が行政の連絡をとつていい、という考えであります。なるほど教育委員会の力といふことになつたら、加瀬さん御承知の通り少しくそこは後退しておられますけれども、一步教育委員会の力が強いばかりが能じゃないのです。強いばかりが能じゃなく、一般行政と争いを少くしてよく連携するといふことがまず一つの要求でございします。この二つの要求の調和をとつた結果、今回は二本立予算、二本立条例請求権といふことにかわり、二十九条で提案以前によく意見を聞くといふことにかえたのでございします。(聞きっぱなし)「よく」とは書いてない」と呼ぶ者あり)「よく」の二字は削りまし

て、それは言葉のあやといふものでありまして、(笑聲)協議する以上よく納得するといふのは、これは日本の言葉のあやといふので、お気にされれば「よく」は消します。意見を求めて協議する、こういうことでございします。その方が一つの公法人の中に二つのものがあつて、別別に条例予算を出すよりも、出す前に一つにして県会に諮るといふ方が他の方の要求に合致する。世の中はたつた一つの原理でそればかりやる、それがよかつたら政治ぐらい容易なことではない。行政も容易です。だけれども二つ三つの要求からある調和をとつて、最後の結局は目的達成にあるのであります。それでありますから、民主主義の要求とか直接請求の要求とかといったようなことも、一つの原理であります。しかしながら行政が平和によくいろいろの連携をとつていくといふことも、これも一つの要求である。二つまたは三つの要求を調和して法を立てる以上は、その一つだけをとらえておっしゃるという、それは全体といふことにはならぬのです。

○加瀬完君 いろいろの御説はわかりました。その全般ではつきりと受け取つたのは、結局現行法の教育委員会よりも新しい法案による教育委員会は弱まつたんだ、なぜ弱めなければならぬか、どういふ点のどういふ必要で弱めたのかといふ点を、弱めたといふことはお認めになつておるのだから重ねて伺ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) それがこの案の大きな目的の一つであります。それは一般の地方行政と教育行政との連携、調和をとるということが世の中の要求でもあり、またこれに耳を傾ける

価値があることであります。このことは文教委員会でも非常に論じたことであつて、あなたのようにおっしゃる方もあるのです。しかし二本立予算、二本立条例が始まつてからは、やはり相当の事件も起つておるのでございませう。最近起つた事件のごときは、ついに予算が成立せずして知事の専決予算をやつたところまで進んでおるので、二つの要求を調和して勘案して提案したので、御了解を願います。

○森崎隆君 閣下して、今の文部大臣の言葉でございませうが、二本立予算の場合に大げんかになる場合でございませう、これは文部関係、教育関係の予算の提出がいづれもこれは不当だといふことをあなたの方ではつきりおっしゃつたわけですね、その解釈してよろしうございませう。

○国務大臣(清瀬一郎君) その点も文教委員会が問題になつた点ですが、私は教育委員会の提案が悪いとは言わないのです。また県の方の主張が悪いとも言わないのです。それはおそろくは県の方は財政の方に重きを置いて主張するであらう。教育委員会の方は教育の方に重きを置いて主張なさるであらう。尺度が二つあるのだからどつちがいいとも悪いとも私は判断はできません。問題は紛糾が起きたといふことだけは事実なんです。紛糾がどつちから起きているのか、どう言うのです。私の思ふべきこととしたのは紛糾の二字であるので、たくさん事件があります、それが知事の方がよかったのだ、委員会の方が悪かったのだといふことを私はここで断定はいた

しません。矢嶋委員も御承知の通り、(矢嶋三義君)「私のことは言ひなさんな、なぜ私のことを言うのです」と述べ、数時間論争したのは、これでありませう。

○矢嶋三義君 議事進行について。確かに大臣の答弁されたように文教委員会が若干やつたのでありますけれども、地方行政と非常に関係がありますので連合審査をやつておるわけでありまして、決して無関係のことを加瀬君が質問しているのじゃございませう。先ほどから地方行政の諸君から質問なさるのを静聴しております、加瀬君の質問せんとすることを把握されるのに、文部大臣は三、四十分ばかりです、やうですね。非常にやうはお腹に納まらなかつたやうで、いつもよりは答弁もさえておりませう。ついでには本日はこの程度で私は散会されて、あらためて大臣がお腹になつていないときに私は精神的に審議されるのがいいと思ひます。どうも大臣の答弁を承つていますと、今矢嶋の名前を何で出すのですか、必要のないことであつて、非常にお腹になつておるやうです、それから、きょうはここで散会してはどうかと思ひますので、お諮り願ひたいと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) 大臣は別にお腹に納まらなかつたやうです。

○国務大臣(清瀬一郎君) ちよつと発言をお許し願ひたい。私は本日は非常に元気で精力旺盛です。しかし今あなたの名前を出したのは、先刻のお問い合わせ、私が知事が悪いともあるいは委員会が悪いとも、別に言うのじゃないといふやうなことを思ひつきで言つたのだと誤解されてはいけません

ので、これは私が矢嶋委員との質問に答へ、たびたび言つたことを考えて言つておるのです。

○森崎隆君 今の大臣のお言葉に続き、ちよつと聞きますが、紛糾しなさいなければいいといふやうなお考えでございませう。私たちは二本立の条例という形はやはり教育予算の優先的な確保、少くとも教育を守つていふことは、教育に關係する文部大臣初めすべての教育関係、その他教育関係者は必死になつておる。極端に言ひますと、建設関係につきましても、農林関係につきましても、どこかの省につきましても、本省でも御存じの通りみな必死になつて、自分の部門に忠実なるがゆゑに自分の部門の予算をやはり公正に出してそれで戦う、という言葉を使えば文部大臣はいやでございませうけれども、これを獲得するに努力しておるわけでございます。その中で知事の意見と教育委員会との意見がそこを来ましてまともでない。それで紛糾が起る。ですからその際すべての経緯を、一応意見を聞くといふことの美辭麗句を、載せまして、知事の最終的な権限にゆだねるというやうな行き方は、ほんとうに文教予算を守る文部大臣として、信念として、それを申されておるのかどうか、はつきり承りたたい。これは重大な御発言だと私は考えておりますから。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は、教育行政、また教育予算の成立及び実行については必要なら紛糾はよくないと思つておるのです。ことにこれが紛糾をしたがために波及して県のすること、ほかの予算までも不成立になるといつたやうなことは望ましいことじや

ないとはんとうに考えております。

○森崎隆君 今の問題は文部大臣の信念を聞いておるわけですが、ほかの一般関係の予算との紛糾はいやだといふことじやなくて、紛糾が起るおそれがあるからとなく、紛糾を解消したい、そのためには文部関係の予算は一步も二歩も三歩も後退していいといふお考えであるかどうか、その信念を聞いておるわけですか。と申しますのは現状といひましては、各府県の教育委員会が予算を出します。ほんとうは二本立条例でも戦うこともできるのであります、いろいろな現実的な話し合ひをして結局後退々々の現状なんです。二本立の制度がありまして後退しておるという現実、この最終的な決定権といふものを、もちろん議院に出す提案権といふものを、知事の方で一方的にきめるといふことになりまふと、これはもう完全な教育予算関係につきましては教育委員会側の敗北になる、その点をどう考えていますか。予算をそこへ、知事におまかせして、今までより悪くなつてもなおかつ紛糾は避けたいとおっしゃる敗北主義者でございませうか、どうなんですか、その点をはつきりお聞きしたい。私の申したことがわかりましたか。もう一べん言ひませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 紛糾は避けたいといふことは私の信念でございませう。それ以上私の信念を披瀝する言葉はないのです。教育予算とはかの予算と、これを二本に立てるといつたやうなことが、またその制度があるといふことが原因して紛糾を生じ、はなはだしきに至つては一年間の間予算が成立せぬといふやうな事態を生ずることは望ましくないと私は思つておるのです。

す。教育の尊ぶべきことは私も知つております。しかしながらまたほかの行政も大事なこともたくさんあります。これを総合的に知事が出しまして、そして県会是一本として大所高所から決議なさる、このことが私は健全なり方である、かように考えておるのであります。

○加瀬亮君 今の問題について、紛糾は避けたい、それだけなら、ごもつともなのです。しかしながら紛糾を避けたいといふことと、教育予算を確保したいといふことが競合した場合に、一体どちらを文部大臣はお考えになつておるのですか。どちらを重点的にお考えになつてお進みなさうとお考えですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 紛糾を避け、かつまた必要な予算を確保したい、かように思つておるのでございませう。

○加瀬亮君 問題は、二本立予算が出されますのは、教育委員会において二本立予算を出すといふことは、教育委員会自身も避けたいけれども、教育予算といふものを、ある最低限度確保するためにこういう方法もやむを得ないとして出されるわけですか。この二本立予算というもののに対して、当然文部大臣はお立場から全面的な協力、賛成すべきものだと私もは考えておつた。ところが、いや、そういう場合は紛糾を避けることが第一で、教育予算が後退してもいいのだ、こういう性格が今度の法案の中にも諸所に見られる、このやうに了解してよろしうございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 紛糾は避け、かつ必要な予算が確保できるといつたことが一番いいので、それができ

るような案をここに出しておるのであります。

○松澤兼人君 関連して。ただいまのお話を承わっておりますと、教育予算を確保するということが、それから紛糾を避けるということとが競合した場合に、文部大臣は、教育を守るといふ教育委員会の要求する予算を守るといふ立場に立つのが当然ではないか。こう考えるのに、文部大臣は紛糾を避けるということに重点を置いて、そのために教育委員会の権限を後退せしめてもかまわない、こういうことが文部大臣のねらいではないかというふうに考えるのですが、そういうふうに了解してよろしいでしょうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 少し違いますが。私は文部大臣であるからといって、国家のほかの必要を顧みず、文部予算一本やりで進むといったようなふうには今までやっておりません。文教のことも大事でありまして、国家全体が進歩発達しませんという、長きにわたって考えれば、文教にも影響するのであります。一番大切なのは国家全体であります。それゆゑに紛糾を避け、国の進歩もいたし、また、地方行政といえは県のためによろしい……。今の県の問題は、赤字が大きな問題でありまして、破産状態にある。公けの公共団体が債務の不支払いを生ずる、月給も払わなければならぬが……。こういうようなことは非常に大問題です。そのことも考えつつ、また教育が差しつかえないように、これもまた子供の育成でありますから、国家将来に非常に関係する。国の段階で言えは今日インフレでも起つて、また日本の経済が動乱になつても困る。私は経

済の専門家ではありませんが、一萬田君は長い間の経験で、少しよくなつたけれども、もう一年これは緊縮予算だといつて心配をされていますので、実は今年の教育予算をもう少し少しかつたのでありますけれども、それもくれぬという絶対反対である、身体を賭して争うといったようなそういう態度はとらないで、やはり国家全体のことなればめつ、教育のことも大切にしなければならぬ、両立てであります。今度私の方が両立てになつたのです。

○松澤兼人君 大へんに地方における紛糾ということをお心配になつていらっしゃるようであります。実際文部大臣が心配されているところの実例というものは、あるいは福岡県の場合かもしれない。しかし各年度を通じて、全国の教育委員会が予算を作る。そういうたくさんの実例があるのであります。ところが、ことごとく教育委員会と地方の間に紛糾が起つていけるのが、たまたま最近三十一年度予算が成立しなかつたという福岡県の実例があつたというだけであるのか。もしも福岡県の場合をおあげになるだけならば、あまり心配は過ぎるのではないかと。うに考える。この点はいかがですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 福岡県だけではございませぬので、二本立て予算で争つた事例は都道府県だけでも十六ございませぬ。市では三件、町では四件、こういうのが出ております。調べたものがあつたが、長くなりましてから申し上げません。福岡の隣りの佐賀でもやっておりますし、滋賀県でもやっております。奈良県でもやっております。島根でも京都でも岡山でも、こういうことで紛糾が相当起つておるの

です。私自身は参議院ではなく衆議院におりますが、各県から選ばれた友人代議士諸君がおっしゃることでも、どうもこの二本立が原因して困るという意見もあるであります。でありますから、われわれは独断で、何にもなしに紛糾して困るというのじゃございませぬ。この二本立予算を十年も続けてやたら、私は全くたくさんな問題が生ずるだらう、こう思つております。

○秋山長造君 今に關連して。岡山のことを言われたからちよつと關連して。文部大臣は、今教育予算の二本立の問題をめぐつて、紛糾した例として岡山のことをおっしゃつたですね。それは何年ですか、ちよつとお伺いしたい。

○國務大臣(清瀬一郎君) その当時の岡山で県会議員をなさつておつた秋山さんがそうおっしゃるのではありませんから、秋山さんのおっしゃることをほんとうとして、私が紛糾したという形容詞を使ったのは取り消します。しかしながら、問題が相当起つたことはあなたの言葉のうちにもちよつとございまして、あなたの言葉を用いたします。

○秋山長造君 実は二十四年当時、私、岡山で県会議員をしておつたのです。文教委員をやつていたのです。それで今紛糾したという例にあげられたのですけれども、これは全然大うそです。紛糾も何にもしてない、ただしかし、形式的に県会に授業料値上げの問題がかつたのです。授業料値上げの問題、それで知事の方は上げるといふ、そして教育委員会の方は現状据え置きといふ、それでなかなか話がまとまらなかつたのですけれども、これはしごく静かに協議されたことで、決して紛糾でも混乱でもなかつたことは、これはもう私自身がはっきり断言する。きわめて静かに、もの静かに県会に並行して出されていける。そして県会がその中をとつたのです。県側の案と教育委員会側の案の中をとつて、そうし

てそれでもうきれいなさっぱり片付いて、きわめてなごやかに円満にあとと済んでいるのです。だから、そういうことまでたてにたつて、だから紛糾したのだといふことを形式的に持ち出して、皆さんが実情をお知りにならぬのはいいことにして、そして岡山県で紛糾したなんというのはもつてのほかです。取り消して下さい。

○小笠原三男君 ちよつと關連して。大臣は先ほどから紛糾々々と言つていますが、紛糾とは何ぞやということをもたてた開かなくちやならない。が、概括的に紛糾とおっしゃつておるの、教育委員会と知事側とが意見の対立を來た、こういうことをおっしゃつておるの、思われるのです。しかし現行法の教育委員会の制度を足せしめたときの趣意は、やはり公選による直接国民に責任を負う委員による教育に対する独立執行権を確保するといふところから、それはある場合においては二本立提案権といふものも認められる、これは相関的な切り離せない問題なんです。従つてこの独立執行権を確保するために二本立提案権があるといふ、しかし何か二本立二本立といふと、教育委員会も予算書を出し、知事も予算書を出して、両方審議

されるような形に大臣はお考えのようですが、知事の出す予算なら予算書に、単に教育予算関係のところ、教育委員会の意見が概括的に付記されるだけなんです。付記されるだけのことなんです。そして県議会なり、あるいは町村議会のやはり直接選挙せられた議員によつて構成せられる議会の判定を待つといふことなんです。従つて教育水準を高め、直接国民に責任を負おうとする教育委員会が、その水準維持のために教育的な見地からだけ教育財政の問題について主張し、また知事なり、市町村長は財政的な見地から総合判断でこれを主張し、お互いが対立して議会の公正な判定に待つといふ手続は、一面からいへば、これはまことに民主的な手続なんです。対立して対立しつぱなしのことでは紛糾といふこともありませんけれども、それがために裁断を下す民主的な議会というものがまた別にあるわけなんです。だから私はそういう対立は、おのおのが直接選ばれた国民なり、地域社会の人々に対して責任を負おうという良心的な自覚があればあるほど、そういう場合といふものは起ると思ふ。しかしながら、最終的には議会がこれについて公正な結論を出してくれるんです。それにまで反対して紛糾するといふ事例はどこにもないんです。先ほど福岡県の場合を言いましたが、専断処分をしたといひますけれども、それは議会が会期を延長して審議することを避けた、あるいは知事が暫定的に、あるいは区割的な予算を出して審議することを避けた、これは議会なり、知事なりが自分の自由裁量で行つたことであつて、このことが教育委員会に責任がありと

は言えないところなんです。それをみんなごちゃごちゃにして、紛糾は全部悪であるという考え方をそのものが、私は自治庁長官あたりから言われるならば、また議論があるところですが、文部大臣からそういうことを聞くことは奇異の感にたえない。そういうおのが国民に対して責任を負うという熱意がそういう形に現われる場合があつていい。そうでなかったら、何で教育の諸条件というものは守られて行くか、私は民主的な手続として現行法があつたものと考えておる。またこういうところが妙味があつて教育委員会というものは充足したはずなんです。あなたは紛糾々々と言つていますが、その紛糾ということとは、けんか、なぐり合ひしたという事実でもない、意見の対立なんです。お互いがおのおの主張をして意見が対立することそれ自身はあつて何ら悪いことではないんです。どうですか、それがいかぬという理由が私にはわからぬのです。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今のお問ひのうちにあつたことで、私が言つたことと違ふことが一つだけあるんです。私は福岡県の事例においても、教育委員会のしたことが悪かつたという判断は下しておらぬです。また知事のしたことが悪かつたということも申ししておらぬです。現行法のもとにおいては、いわゆる簡単に言えば二本建でありま

ゆえに、私は先日來どつちが悪かつたということと言つておりません。福岡県の委員会が悪かつたということとは毛頭私は言つておりませんから、それを御了承願います。そこであなたの

○加瀬完君 今、大臣の御説明で、目的達成のためになるべくもつれないようにして行くのはけつこうなことなんです。ところが教育予算の拡充といひますか、確立といひますか、こういう目的のために二本建予算の送付権というものを認められておつた方がその目的達成に役立った、あるいはこれ

を今、文部大臣のお考えのように、もつれがあるからといって二本建送付権その他の財政の権限というものをなくしてしまつた方が、教育予算を獲得する、あるいは確立するという目的の達成を早めるか、こういう点を私は先ほどから伺つておるのです、この点いかがですか。二本建予算をいろいろ問題にしておられますけれども、二本建の送付権というものがあつたがために、私は結論を申し上げますけれども、ある程度の教育予算というものが獲得されてきた、こういうのが現状だと思つて

○国務大臣(清瀬一郎君) 少し違ひます。やはりもつれを生じて時間を空費し、どうしようもないには予算が不成立、これでいけるかという結局いけないので、今現に福岡県では実態調査などしておられます、最後にはやはり人間のことで、どこかで妥協点を見出さなければならぬのです。そういう運命にあるものとすれば、初めから意見を聞いて調整して、一本の案を出した方が私はよくなるんだと思つて。これはいろいろな経験からそうです。争いをして、もつれを出して得をしたことではないんです。この国会においても、分を尽そうと思つてわれわれが争うという、もつれが生じてかえつておそ

くなるのです。従つてそれはやはりもつれがない方がいいと私は考えるのです。(従つて二法案もつれているから出直した方がいいですよ)と呼ぶ者あり

○加瀬完君 それはもつれというものを取り上げれば、もつれがあつた方がいいというものは、これは私語が出たりおられますけれども、もつれを商売にする者以外は、もつれというものはみなこれはいやがる、これは当然です。しかしもつれさせるといふことを目的にしておるのじゃないけれども、二本建の権限というものをもつて、大臣の言うようないろいろと協議をしておられますから、ある程度教育予算がとれてきたという事例の方がはるかに多い。福岡県のような例はただ福岡にとどまらなかつて、協議をすればできるだらうというふうな形で放擲しておいて一体できるかという問題なんです、問題というものは。政府が地方財政なり、地方行政なりに臨んで計画したしておられます法案、あるいはすでに施行をいたしておられます法、こういうものを検討いたしますときに、そういう大臣のようなどとは言えないと思つて。そこで問題をさらに進めて申し上げますが、今度政府は地方自治法の一部改正を出しておられます。この地方自治法の一部改正を見ますと、地方行政に對しまして、地方自治を育成するといふ立場より

のもとに置いた。われわれの代表が議會によつてこれを監督させておつた。ところが議會も首長もひつくるめて政府が監督するような方針に移りつづめる。こういうやり方で地方行政というものに臨んでおる。さらに今度、ほか地方の財政計画に對してどんなような方針で臨んでおるかといふことは、先ほどたびたび申し上げてありますけれども、再建法によりまして、財政計画によりまして、あるいは大臣は当然御責任ですから、だれよりもよく御理解だと思ひます、予算の編成方針がどんなような形になつておられますか。たとえば一例をあげれば、二十八年を一〇〇と押えますと、一般会計は三十一年度一〇一%と、たつた一%しかふえていない。ところが防衛庁関係の費用といふものは、二十八年を一〇〇とすれば一五七%にふえてい

る。防衛関係は五七%もふえてい。それで健全財政で一兆円をあまり上回らないように押えていたら、そのしわはどこによりまして。これは地方交付税とか、あるいは文教予算とか、この防衛費に適合するようなどるに結局しわが寄つてこれらを削減されるという方法を現在とつてきておる。こういう財政計画で中央が臨んでおつて、しかも行政そのものはさらに監督権を強化する。これで教育予算そのものの幅が、国の保護を受けられないで、地方独自の財源も与えられないで伸ばせと云つたて伸びられませんか。こういう状況に現在の地方財政の上から教育条件は置かれておるわけでございますが、これをそのまゝ助長するような法案というものを政府みずから、あるいは文部大臣みずからが認められるという

ことは私どもに落ちない、こう考え
ております。この点についていかがで
ございませうか。

○国務大臣(清瀬一朗君) 非常に広範
なお問ひでありましたが、なるほど防
衛費は、二十八、九年ころ、すでにわ
が国ではまだ国防について世論が定
まっておらなかつた時代とはふえてお
ることは事実であります。しかしながら、
教育についても、やはり戦争に負けて
おりながら戦前よりはたくさん学校の
を作り、たくさん教師を雇うておる
のであります。教育のことは、今回敗
戦以後決してゆるがせにされておら
ません。今、日本の総予算を見ますと
いうと、一千億以上の経費を使ってい
るのは文部省と防衛庁及び厚生省で
ございます。文部、厚生ではよほどわ
が国独立以後注意いたしておるのです。
しかしながら、これをもつて決して私
は十分とは思っておりませんが、しか
しそのことを言い出しますという
と、しまいに憲法九条の問題になつ
たり、いろいろいたしますけれども、
やはり全般のことについて私は考えな
ければならぬと思つておるのです。そ
れからまた、ちよつとあとに戻ります
が、お問ひの初めにありました、こ
の二本建予算のことも、日本の特殊状
況として、やはり町村長も知事も非常
に教育に熱心な人が多いという日本の
現状をわかつていただきたのであり
ます。これを二本を廃したら、町村長
あたりが教育をべしやんこにするだろ
うという予想は私どもも持っておりま
せん。この村へ行つても、やはり
町長さん、村長さんは教育の熱心家が
多いと思ひます。さればこそ、どんな
小さい村でも、小学校二つ、中学校二

つ、ほかの方はそれほど回復しており
ません。まだ国民はあんなバラックに
住んでおるのですよ。それでもちゃん
とあれだけのものができたということ
は、何かといへば、日本国民の特色で
あります。昔から学問を大切に、
教育を大切に、やはり教育は子供の
の平和心を育成するところでありま
すから、そう紛糾してとるといったよ
うなことでなくして、やはり村長の方
も町長の方も、委員会の諸君の意見を
聞いて適當に出るということが好まし
い。昔から和をもつて尊しとなす、平
和をもつてやろう、こういうことで
やっておるのであります。それを紛糾
してもかまわぬ、たくさんとつたら
い、こういうのじゃ教育上よくない、
こう思つておるのです。實際通俗なこ
とを申し上げて、はなはだ失礼であり
ましたけれども、實際は紛糾を重ねて
一百万とるよりも、平和のうち八千
円を教育をやると思つた方が、私は教
育的效果は大と思つております。

○加瀬亮君 それでは、これは事務的
なことになるから政府委員に伺ひ
ますが、政府委員は、今、文部大臣の
言われるように、現在において文部関
係の教育予算、たとえば義務教育費
庫負担金にいたしまして、あるいは
義務教育職員員の定員にいたしまし
ても、その他の教育の諸条件にいたしま
しても、あるいは危険校舎その他いろ
いろの施設関係の補助金にいたしまし
ても、十二分である、この程度国の予
算を配分してもらへるならば、もう文
教行政はまことに満足である、こう
いう御見解でございませうか。

○政府委員(緒方信一君) 大臣の御答
弁も、これでは十分ではないと思ひが
つ、ほかの方はそれほど回復しており
ません。まだ国民はあんなバラックに
住んでおるのですよ。それでもちゃん
とあれだけのものができたということ
は、何かといへば、日本国民の特色で
あります。昔から学問を大切に、
教育を大切に、やはり教育は子供の
の平和心を育成するところでありま
すから、そう紛糾してとるといったよ
うなことでなくして、やはり村長の方
も町長の方も、委員会の諸君の意見を
聞いて適當に出るということが好まし
い。昔から和をもつて尊しとなす、平
和をもつてやろう、こういうことで
やっておるのであります。それを紛糾
してもかまわぬ、たくさんとつたら
い、こういうのじゃ教育上よくない、
こう思つておるのです。實際通俗なこ
とを申し上げて、はなはだ失礼であり
ましたけれども、實際は紛糾を重ねて
一百万とるよりも、平和のうち八千
円を教育をやると思つた方が、私は教
育的效果は大と思つております。

というように言われたように私も今拜
聴いたしました、ただいまおあげに
なりましたような予算につきましても、
も、私ども事務当局といたしまして、
今後ますます努力をいたしまして、十
分拡大して行きたい、かように存じ
ております。

○加瀬亮君 政府委員は、今後ますます
す拡大をして行かなければ現状におい
ては不足だ、また拡大をして行くとい
ふの義務を感じておると、こういうよ
うな御見解のように拝されます。私ど
もが見ても、たとえば義務教育職員だ
けに限つても、地方におきましては赤
字財政のしわ寄せで時期がきても昇給
昇格がせられない、これが現在の府
県知事なんかの地方教職員に対する、
まあせつぱつたといふ言ひ、やり
方なんです。文部大臣の言うように、
十二分に教育委員会が文部大臣が考え
るような配慮のもとに行われておらな
い。あるいは危険校舎その他の学校施
設にいたしまして、教育施設にいた
しまして、御存じの通りです。予算を
そちらの方に流して行くところか、人
そのものを抱えて行く予算すらも切つ
て行く、こういうような現状なんです。
こういう現状にありながら、この教育
条件の最低限度も押えられないような
教育委員会法の改正をいたしました場
合には、現行法ですらも押えられない
ようなものを、改正法のようにしてし
まった場合には、教育条件の切り下げ
というものが当然行われることにな
る、こういう心配は文部大臣としては
当然なされてしかるべきものだと私は
思ひます。教育条件の切り
下げが、ほとんど教育委員会の行
政権限というものを地方団体の首長に

○加瀬亮君 政府委員は、今後ますます
す拡大をして行かなければ現状におい
ては不足だ、また拡大をして行くとい
ふの義務を感じておると、こういうよ
うな御見解のように拝されます。私ど
もが見ても、たとえば義務教育職員だ
けに限つても、地方におきましては赤
字財政のしわ寄せで時期がきても昇給
昇格がせられない、これが現在の府
県知事なんかの地方教職員に対する、
まあせつぱつたといふ言ひ、やり
方なんです。文部大臣の言うように、
十二分に教育委員会が文部大臣が考え
るような配慮のもとに行われておらな
い。あるいは危険校舎その他の学校施
設にいたしまして、教育施設にいた
しまして、御存じの通りです。予算を
そちらの方に流して行くところか、人
そのものを抱えて行く予算すらも切つ
て行く、こういうような現状なんです。
こういう現状にありながら、この教育
条件の最低限度も押えられないような
教育委員会法の改正をいたしました場
合には、現行法ですらも押えられない
ようなものを、改正法のようにしてし
まった場合には、教育条件の切り下げ
というものが当然行われることにな
る、こういう心配は文部大臣としては
当然なされてしかるべきものだと私は
思ひます。教育条件の切り
下げが、ほとんど教育委員会の行
政権限というものを地方団体の首長に

移してしまつて、私の心配しているよ
うな切り下げがなくて、大臣の言つて
いるような樂觀的な、いや、切り上げ
になるであらうというような証拠はど
こからでございませうか。

○国務大臣(清瀬一朗君) 私もあなた
とともに、今の国の教育予算も、地方
の教育予算も、これで十分じゃとは決
して思つておりません。国の予算
は、今期国会へ出すまでも、なお大
きな予算を要求しましたが、これは削
られたのであります。これをもつて十
二分なりと決して考えておりませんけ
れども、日本の財政経済政策のあり方
からして、やむを得ずと思つてこの程
度にしたのであります。地方の教育予
算についても、私は一々、各府県、各町
村のことを一つ一つ検討はいたしてお
りませんけれども、今日赤字財政解消
ということと相当の切り詰めに余儀な
くされておらうと思ひます。これを
もつて十分とは考えておらぬので、教
育は大切なことであるからして十分に
とりたててありますけれども、何し
る地方の財政はあなた御承知の通りで
ありますから、将来には、なおたく
さんの予算をとるべきものだとおもう
ております。しかし、ちよつと病氣と同
じことで、今病体でありますから、
地方は……、赤字解消をして、ほんと
うに地方に力がつくときを楽しむとし
て、待つのはかたないであります。
(政府が病氣にしているんだよ)と呼
ぶ者あり) 政府もその通りです。しか
しながら、幸いにして経済状態はやや
回復してあるので、御承知の通り、買
入もよくなつておりますし、鉱工業生
産も、戦争に負けたが、負けておらぬ
前の倍になりました。この日本

○加瀬亮君 政府委員は、今後ますます
す拡大をして行かなければ現状におい
ては不足だ、また拡大をして行くとい
ふの義務を感じておると、こういうよ
うな御見解のように拝されます。私ど
もが見ても、たとえば義務教育職員だ
けに限つても、地方におきましては赤
字財政のしわ寄せで時期がきても昇給
昇格がせられない、これが現在の府
県知事なんかの地方教職員に対する、
まあせつぱつたといふ言ひ、やり
方なんです。文部大臣の言うように、
十二分に教育委員会が文部大臣が考え
るような配慮のもとに行われておらな
い。あるいは危険校舎その他の学校施
設にいたしまして、教育施設にいた
しまして、御存じの通りです。予算を
そちらの方に流して行くところか、人
そのものを抱えて行く予算すらも切つ
て行く、こういうような現状なんです。
こういう現状にありながら、この教育
条件の最低限度も押えられないような
教育委員会法の改正をいたしました場
合には、現行法ですらも押えられない
ようなものを、改正法のようにしてし
まった場合には、教育条件の切り下げ
というものが当然行われることにな
る、こういう心配は文部大臣としては
当然なされてしかるべきものだと私は
思ひます。教育条件の切り
下げが、ほとんど教育委員会の行
政権限というものを地方団体の首長に

人の勤勉をもつてすれば、やはり数年
後には財政状態もよくなつて、わが国
の学校のために施設はできるようにな
らうと思ひます。また、地方もその通
りであります。けれども、その病院が
回復しないうちに、直ちにやれ、まだ
熱がある時に運動せよ、運動の方が
よいのだと、そういうふうな一律のお
けには行きません。伸びんと欲す
るものは縮まなければなりません
ので、今縮んでおるところなのであり
ます。

○森下政一君 議事進行について。
きようは地方行政、文部調査委員会の連
合審査が午前中と予定されておつたの
を委員長のお計らいで午後にも続行して
いたでいて、これは大へんありがた
いこととてございませう。ところが、せ
いかくのお計らいにもかかわらず、あ
いにく文部大臣に御要務の差しつかえが
ありました関係で、午後はこの時間ま
で質疑を重ねても、なおかつ二時間開
かれますかと思ひます。きようの
ところは、この連合審査をひとまずこ
の程度で閉することにして、ただしこ
れで打ち切りということに、ただしこ
ういうことにしたいと思ひます。こ
のです。地方行政委員会とさらに協議
をいたしまして、その結論がどうなる
かわかりませんが、おそろくは、なお
野党側の委員である社会党に多くの質
疑が残つておるかと思ひますので、
せめてもう一回は連合審査を持つても
はないかと思ひます。もしさよう
な場合に、地方行政委員長から連合審
査の申し入れをいたしました場合に

○加瀬亮君 政府委員は、今後ますます
す拡大をして行かなければ現状におい
ては不足だ、また拡大をして行くとい
ふの義務を感じておると、こういうよ
うな御見解のように拝されます。私ど
もが見ても、たとえば義務教育職員だ
けに限つても、地方におきましては赤
字財政のしわ寄せで時期がきても昇給
昇格がせられない、これが現在の府
県知事なんかの地方教職員に対する、
まあせつぱつたといふ言ひ、やり
方なんです。文部大臣の言うように、
十二分に教育委員会が文部大臣が考え
るような配慮のもとに行われておらな
い。あるいは危険校舎その他の学校施
設にいたしまして、教育施設にいた
しまして、御存じの通りです。予算を
そちらの方に流して行くところか、人
そのものを抱えて行く予算すらも切つ
て行く、こういうような現状なんです。
こういう現状にありながら、この教育
条件の最低限度も押えられないような
教育委員会法の改正をいたしました場
合には、現行法ですらも押えられない
ようなものを、改正法のようにしてし
まった場合には、教育条件の切り下げ
というものが当然行われることにな
る、こういう心配は文部大臣としては
当然なされてしかるべきものだと私は
思ひます。教育条件の切り
下げが、ほとんど教育委員会の行
政権限というものを地方団体の首長に

は、文教委員諸君にお諮り願ひまして、ぜひどうぞそれを受け入れていただくというふうにお手配をお願いしたい、会期も延長されるということがほとんど確定的でありますので、さようなことをこの際強くお願いをいたしまして、きょうのところ、ひとまず連合審査をこの程度で閉ずることにしていただきたいと、かように存じます。

○委員長(加賀山之雄君) ただいま森下君から議事進行に関して御発言がございましたが、この点について御異議はありませんか。

○吉田萬次君 私ども文教委員といたしまして一言お願いしておきたいと思ひますのは、非常に重大なる法案について、われわれも近ごろは非常に勉強してやっております。しかしながら、なおまだ思うように進みません。

従つて御要求の点は当然と考えますけれども、私は時日もないと考えます。この問題は非常に研究を要すると言ひながら、なお遅々として進みません。従つてせつかくこういふひまのあるときでありますから、文部大臣もますます健全である、また意気壯であるというふうなことを言つておられるときでありますから、この機会においてさらに続行して、十分な御審議をわづらわした方がいと思ひますから、さような点をお願いいたします。続行をお願いいたします。(このままですか)と呼ぶ者あり) このまま……

○矢嶋三義君 この法案は、先ほど来審議が行われておりますように、文教委員会に付託されておるものの、地方行政委員会の所管事項と非常に密接不可分でございます。それでわれわれ文教委員会としては、確かに自民党の吉田

理事が言われるように、精神的に審議をしておるわけですが、これに関連のある他の常任委員会から、ぜひ審議したいと御要望があれば、それにこたえるのが本義であるし、大体この連合審査なるものというものは、五時以後までやったという例もないのですから、きょうのところは、地方行政委員の方から、ああいう議事進行の御発言があれば、まあ礼儀から言つても、ここらあたりで同調なさるのがいいと思ひます。お互い同士の場合は別として、お客さんを迎えて審議するとき、あまり無理をしない方が私はいいと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) 加賀君にお伺ひいたしますが、今御質疑の点はまだ相当時間がかかりでしうか、文部大臣に対する……もし途中でございしたら、この際御質疑をお続け願つたらというように考えますが。

○加瀬完君 しかし私だけで質疑を続けるのもいけませんから、あとの議事の運営は私の方の理事の発言もありますから、おまかせをしたいと思ひます。

○吉田萬次君 十分に私は意見を尽くしてもらふ必要があると思ひます。お互いにその委員会、その委員会には、大体心がまえというものもある。によつて、われわれから考えますと、この重大法案に対して、せつかくお申し越してあります。今日さらに続行していただいて、十分な意見を尽していただきたい。かような点におきまして、われわれは何時になりましてお辛抱いたしますから、さような御進行をお願いいたします。

○委員長(加賀山之雄君) はかに何か御意見がある方……

○矢嶋三義君 資料要求。きょうは地方行政委員の方が文部省側に質問なされたわけですが、次の機会には文教委員の方から自治庁関係に御質疑をするところの機会を与えらるゝことと信じますが、そのときの準備として自治庁側に資料を要求したいとおきたいと思ひます。それは、先ほど来議論になりましたこの予算の原案送付権を削除されたというところが、地方財政再建計画との関連で、要するにこの教育予算にしろ寄せているおそれがあるというふうな立場から質問がなされているわけですが、私は資料として出していただくべき点は、この再建団体としての承認方を申請したところの地方公共団体の件数並びにその承認を与えたところの件数を表として出していただくたい。それからその再建計画の中に盛り込まれている教育関係の内容、これをプリントして出していただきたいと思ひます。これは都道府県別に願ひたいと思ひます。

なおもう一点は、待命制をここ数年の間に実施した都道府県名並びにその内容の概括がわかるところの資料を出していただきたいことを要求しておきます。

○委員長(加賀山之雄君) 自治庁行政部長、ただいまの資料要求、よろしゅうございしますね。

○政府委員(小林興三君) はい。

○吉田萬次君 せつかく地方行政の方からの申し入れ、御要求によつて委員長におまかせしたいと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) 先ほどの第二点でございますが、これにつきまして別に御発言はございせんか。森下君からの第二点について……

○田中啓一君 地方行政の方で、また御協議の上でお申し込みがあるやもしれないということは、まさに了承いたしました。が、本委員会といたしましては、その際あらためて考慮をいたしますというところでお進めをお願いしたいと思います。

○荒木正三郎君 連合審査の申し入れに対しては、やはり先ほどから述べられたように、当委員会としても、その申し入れがあれば、すぐに受けるようにわれわれとしては進めたい、こういうふうに考えていますので、大体この点は了解しておいた方がいいと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) それでは第二点につきましては、先ほどの森下君の御発言でございますが、これはまだ地方行政委員会でもよく相談した上といふこととでございますので、従つて今日まだ地方行政委員会の御意見もきまつておりませんし、正式のお申し出もいただいておりませんので、先ほど申し上げた通り、文教委員会の事情は文教委員会の各委員は御存じの通りであるし、なおかつ地方行政委員会の各委員の方にも、文教委員会の状態を先ほど御了察いただいたのでございしますので、その点をお含みの上おきめになつて、当委員会へお申し出があれば、あらためて理事会並びに委員会においてこれを受けていく、こういうことになつたたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加賀山之雄君) それでは本日地方行政、文教連合審査会はこれをもって終了いたします。

散会いたします。
午後五時四十八分散会

昭和三十一年五月十七日印刷

昭和三十一年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局